

由布市告示第26号

平成18年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成18年6月1日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成18年6月8日
2 場 所 挟間庁舎由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
淵野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
丹生 文雄君	三重野精二君
生野 征平君	山村 博司君
久保 博義君	後藤 憲次君

○応招しなかった議員

なし

平成18年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成18年6月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成18年6月8日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告 議長報告 市長報告 請願・陳情の処理経過報告 一部事務組合議会報告
例月出納検査報告 定期監査報告

日程第4 請願・陳情について

(報告第3号から報告第5号まで、認定第1号から認定第17号まで、及び承認第3号から承認第12号まで、並びに議案第69号から議案第117号まで一括上程、提案理由説明、決算審査報告、詳細説明)

日程第5 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について

日程第6 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第7 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 認定第1号 平成17年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 平成17年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 平成17年度庄内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 平成17年度庄内町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 平成17年度庄内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 平成17年度庄内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第7号 平成17年度庄内町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第8号 平成17年度湯布院町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第9号 平成17年度湯布院町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第17 | 認定第10号 | 平成17年度湯布院町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第11号 | 平成17年度湯布院町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第12号 | 平成17年度湯布院町健康温泉館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第13号 | 平成17年度湯布院町久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第14号 | 平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第15号 | 平成17年度挾間町水道事業会計収支決算の認定について |
| 日程第23 | 認定第16号 | 平成17年度湯布院町水道事業会計収支決算の認定について |
| 日程第24 | 認定第17号 | 平成17年度大分地域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第25 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第26 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第27 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第28 | 承認第6号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第29 | 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合同約の一部を変更する規約」 |
| 日程第30 | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合同約の一部を変更する規約」 |
| 日程第31 | 承認第9号 | 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第3号）」 |
| 日程第32 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」 |
| 日程第33 | 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第1号）」 |
| 日程第34 | 承認第12号 | 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健 |

特別会計補正予算（第1号）」

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第35 | 議案第69号 | 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例について |
| 日程第36 | 議案第70号 | 由布市農業施設条例を廃止する条例について |
| 日程第37 | 議案第71号 | 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について |
| 日程第38 | 議案第72号 | 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について |
| 日程第39 | 議案第73号 | 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について |
| 日程第40 | 議案第74号 | 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について |
| 日程第41 | 議案第75号 | 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について |
| 日程第42 | 議案第76号 | 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第43 | 議案第77号 | 由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について |
| 日程第44 | 議案第78号 | 由布市障害者自立支援条例の制定について |
| 日程第45 | 議案第79号 | 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第46 | 議案第80号 | 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について |
| 日程第47 | 議案第81号 | 由布市市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第48 | 議案第82号 | 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第49 | 議案第83号 | 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第50 | 議案第84号 | 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について |
| 日程第51 | 議案第85号 | 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について |
| 日程第52 | 議案第86号 | 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について |
| 日程第53 | 議案第87号 | 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について |
| 日程第54 | 議案第88号 | 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について |
| 日程第55 | 議案第89号 | 中依地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第56 | 議案第90号 | 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第57 | 議案第91号 | 山崎地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第58 | 議案第92号 | 平地地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第59 | 議案第93号 | 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第60 | 議案第94号 | 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第61 | 議案第95号 | 小平地区集会所の指定管理者の指定について |
| 日程第62 | 議案第96号 | 水地地区集会所の指定管理者の指定について |

- 日程第63 議案第97号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
日程第64 議案第98号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
日程第65 議案第99号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
日程第66 議案第100号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
日程第67 議案第101号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第68 議案第102号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第69 議案第103号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第70 議案第104号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第71 議案第105号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
~~日程第72 議案第106号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について~~ 撤回
日程第73 議案第107号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
日程第74 議案第108号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
日程第75 議案第109号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
日程第76 議案第110号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
日程第77 議案第111号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
日程第78 議案第112号 中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第79 議案第113号 茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第80 議案第114号 市道路線の認定について
日程第81 議案第115号 事務の委託の協議について「日出町」
日程第82 議案第116号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
日程第83 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
日程第84 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸報告 議長報告 市長報告 請願・陳情の処理経過報告 一部事務組合議会報告
例月出納検査報告 定期監査報告
日程第4 請願・陳情について

（報告第3号から報告第5号まで、認定第1号から認定第17号まで、及び承認第3号から承認第12号まで、並びに議案第69号から議案第117号まで一括上程、提案理由説明、決算審査報告、

詳細説明)

- 日程第5 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 認定第1号 平成17年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成17年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成17年度庄内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成17年度庄内町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成17年度庄内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成17年度庄内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成17年度庄内町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成17年度湯布院町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成17年度湯布院町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成17年度湯布院町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成17年度湯布院町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成17年度湯布院町健康温泉館事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第13号 平成17年度湯布院町久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第14号 平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第15号 平成17年度挾間町水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第23 認定第16号 平成17年度湯布院町水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第24 認定第17号 平成17年度大分地域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第25 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第26 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第27 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」
- 日程第28 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第29 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第30 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第31 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第32 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第33 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第34 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第35 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例について
- 日程第36 議案第70号 由布市農業施設条例を廃止する条例について
- 日程第37 議案第71号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第38 議案第72号 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について
- 日程第39 議案第73号 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について
- 日程第40 議案第74号 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について
- 日程第41 議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について
- 日程第42 議案第76号 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第43 議案第77号 由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について
- 日程第44 議案第78号 由布市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第45 議案第79号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第46 議案第80号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について
- 日程第47 議案第81号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第48 議案第82号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第83号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第84号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第85号 由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第86号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第87号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第88号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第89号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第90号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第91号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第92号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第93号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第94号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第95号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第96号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第97号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第64 議案第98号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第65 議案第99号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第66 議案第100号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第67 議案第101号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第68 議案第102号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第69 議案第103号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第70 議案第104号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第71 議案第105号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- ~~日程第72 議案第106号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について~~ 撤回
- 日程第73 議案第107号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第74 議案第108号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第75 議案第109号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について

- 日程第76 議案第110号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
日程第77 議案第111号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
日程第78 議案第112号 中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第79 議案第113号 茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第80 議案第114号 市道路線の認定について
日程第81 議案第115号 事務の委託の協議について「日出町」
日程第82 議案第116号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
日程第83 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
日程第84 決算特別委員会の設置について

出席議員（26名）

1 番 小林華弥子君	2 番 高橋 義孝君
3 番 立川 剛志君	4 番 新井 一徳君
5 番 佐藤 郁夫君	6 番 佐藤 友信君
7 番 溝口 泰章君	8 番 西郡 均君
9 番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
財政課長	米野 啓治君	税務課長	野中 正則君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	平野 直人君
建設課長	荻 孝良君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君	保険課長	佐藤 純史君
環境商工観光部長	小野 明生君	商工観光課長	吉野 宗男君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保真一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	農業委員会事務局長	立川 忠実君
教育次長	後藤 哲三君	湯布院公民館長	佐藤 和利君
消防長	二宮 幸人君	土地開発公社事務局長 ...	利光 浩君
代表監査委員	宮崎 亮一君		

午前10時00分開会

○議長（後藤 憲次君） おはようございます。本日ここに、平成18年第2回由布市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、公私とも何かと御多忙の中、また農繁期でお疲れのところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、昨年10月の合併以降の市議会につきましては、未来館を仮議場とし、開催してまいりましたが、このたび挟間庁舎4階議会棟部分の改修が終わり、本定例会から使用するようになりました。

この間、各定例会や臨時会での本会議や常任委員会等での審議の過程で、何かと御不便をおかけいたしました。議員各位並びに執行部の皆さんの御理解と御協力のもとに本日を迎えることができましたことに対しまして、改めて感謝とお礼を申し上げます。

今期定例会には、合併に伴う旧3町の平成17年各会計の打ち切り決算の認定案、専決処分の承認案、市の設置する施設の指定管理者の指定議案など、多種多様にわたる案件が提出されております。

提出されます諸議案の内容につきましては、後ほど市長から提案理由の説明がなされますが、

厳しい市政運営の中、行財政改革関連の重要案件も多数含まれており、議員各位におかれましては、綿密周到な御審議により、適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

なお、市長初め執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査などに対し、格段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。

- 市長（首藤 奉文君） 皆様、おはようございます。由布市議会第2回の定例会が、こうして改装になりました新議場におきまして開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともに大変お忙しい中にもかかわらず、本日は全議員さんの御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、季節の方も6月に入りまして、初夏の気配を感じるところでございますけれども、気になります天候も、これから梅雨に入るということで、少しは安心しているところでございますけれども、農家の皆さん方には、湯布院町はほぼ田植えが終了いたしましたし、庄内はちょうど真っ最中と、挟間はこれから田植えという状況でございます。これから全地域が田植えが終了して、新たな田園風景が生まれてくると思いますけれども、心配されるのは、5月における作物等の日照時間の不足でございます。野菜の収穫等が減少されるのではないかとということで心配しておりましたけれども、最近になりまして大分日照時間もふえてまいりまして、安心しているところでございます。

さて、今議会では、合併前の旧3町における決算認定17件、報告3件、承認10件、議案48件など、数多くの議題を提案させていただいております。最終日まで、大変長丁場でございますけれども、最後まで慎重御審議をお願い申し上げ、また御協賛賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会のごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

-----・-----

- 議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、助役、教育長、代表監査委員、各部長、各関係課長の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。

まず、本日、市長から本定例会に上程予定の議案のうち、議案第106号内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定については、撤回の申し出がありました。議長として、この議案の撤回を許可しましたので、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程（第1号）により行います。

なお、議事日程中、先ほどの撤回を許可しました日程第72、議案第106号内徳野地区自治

公民館の指定管理者の指定については、本日の議事日程から削除し、当該日程番号を欠番といたします。

-----・-----・-----

日程第 1．会議録署名議員の指名について

- 議長（後藤 憲次君） まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、9 番、淵野けさ子さん、10 番、太田正美君の 2 名を指名いたします。

-----・-----・-----

日程第 2．会期の決定について

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 19 日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 19 日間と決定をいたしました。

-----・-----・-----

日程第 3．諸報告

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 3、諸報告を行います。

まず、議長より報告をいたします。

3 月 28 日、宮田保育園にて、平成 17 年度卒園式及び保育終了式が挙行され、出席しました。

同じく 3 月 28 日、挾間町上田屋会館にて、平成 17 年度挾間町猟友会通常総会が開催され、出席をしました。

3 月 28 日、庄内庁舎にて、第 63 回大分国体由布市実行委員会設立総会第 1 回総会が開催され、出席をしました。

3 月 30 日、庄内町前田会館にて、平成 17 年度庄内町猟友会通常総会が開催され、出席しました。

3 月 31 日、庄内町ひばり保育園にて、ひばり児童館竣工式が挙行され、出席をしました。

4 月 2 日、はさま未来館にて、歌と芝居のチャリティーコンサートが開催され、出席しました。

4 月 5 日、湯布院町由布院倶楽部にて、平成 17 年度湯布院町猟友会通常総会が開催され、出席をしました。

同じく 4 月 5 日、湯布院町コミュニティーセンターにて、平成 18 年度由布市公立学校教職員辞令交付式が挙行され、出席をしました。

4月6日、挾間庁舎にて、平成18年交通安全祈願祭が行われ、出席をしました。

4月9日、陸上自衛隊湯布院駐屯地にて、平成18年度駐屯地観覧会が開催され、出席をしました。

4月12日、挾間町谷小学校体育館にて、平成18年度入学式が挙行され、出席しました。

同日4月12日、大分市大分センチュリーホテルにて、平成18年度第1回大分県市議会議長会臨時理事会が開催され、出席をしました。

引き続き、同ホテルにて、第92回大分県市議会議長会定期総会が開催され、副議長、局長とともに出席をしました。

4月20日、沖縄県ホテル日航那覇グランドキャッスルにて、第81回九州市議会議長会定期総会が開催され、局長とともに出席をしました。

4月23日、湯布院町にて、湯布院温泉まつりが行われ、出席をしました。

4月26日、湯布院町由布院倶楽部にて、平成18年由布市幹部教職員歓送迎会が開催され、出席をしました。

4月27日、九重町季の郷山の湯にて、平成18年度日出生台演習場周辺施設整備期成会総会が開催され、出席をしました。

4月28日、湯布院町由布院倶楽部にて、平成18年度由布市建設業組合発足総会が開催され、出席をしました。

4月29日、庄内町じろそ村キャンプ場にて、第27回黒岳山開きとシャクナゲ観賞登山が行われ、出席をしました。

5月2日、庄内庁舎にて、第47回乾椎茸品評会が開催され、表彰式に出席をしました。

5月10日、庄内公民館にて、九州電力株式会社主催のお客様懇談会が開催され、出席をしました。

5月12日、はさま未来館にて、平成18年度小さな親切運動挾間支部総会が開催され、出席しました。

5月14日、大分市滝尾橋大分川上流河川敷にて、平成18年度大分川・大野川水防演習が行われ、出席をしました。

同日、挾間町商工会館にて、平成18年度自民党挾間支部総会が開催され、出席しました。

5月16日、庄内公民館にて、平成18年度庄内町更生保護女性会総会が開催され、出席しました。

5月17日、挾間町提子土地改良区事務所にて、水神祭並びに慰霊祭が行われ、出席しました。

5月18日、挾間庁舎にて、議会全員協議会を開催をしたところです。

同じく５月１８日、庄内町にて、農免農道長宝地区１期工区開通式が挙行され、出席をしました。

５月１９日、クアージュゆふいんにて、平成１８年度湯布院町商工会通常総代会が開催され、出席をしました。

５月１９日、庄内庁舎にて、平成１８年度由布市土地開発公社第１回理事会及び幹事会が開催され、出席しました。

５月２０日、由布高等学校体育館にて、由布高等学校新校名記念式典が挙行され、出席をしました。

同じく５月２０日、湯布院町にて、湯平温泉まつり献湯祭式典が挙行され、出席をしました。

５月２１日、挾間町上田屋会館にて、平成１８年度挾間町商工会通常総会が開催され、出席をしました。

５月２３日、東京都キャピタル東急ホテルにて、平成１８年度大分県選出国會議員と県下１４市市議会議長との懇話会が開催され、局長とともに出席をしました。

５月２４日、東京都日比谷公会堂にて、第８２回全国市議会議長会定期総会が開催され、局長とともに出席をしました。

５月２５日、はさま未来館にて、平成１８年度由布市挾間青少年健全育成市民会議総会が開催され、出席をしました。

５月２６日、はさま未来館にて、挾間町女性団体連絡協議会総会並びに記念学習会が開催され、出席をしました。

５月２８日、挾間町商工会館にて、平成１８年度挾間町建設業協会通常総会が開催され、出席をしました。

５月３０日、挾間庁舎にて、平成１８年度挾間町内水面漁業振興会総会が開催され、出席をしました。

同じく、同日、湯布院町コミュニティーセンターにて、由布市学校給食センター建設策定委員会が開催され、出席をしました。

同じく３０日、はさま未来館にて、由布市肉用牛育種改良組合の設立総会が開催され、出席をしました。

以上であります。

次に、市長の行政報告を受けます。どうぞ。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ここで第１回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

４月１１日の中学校入学式を皮切りに、市内の幼稚園、小学校において、入園式、入学式が挙行されました。本年度は、幼稚園２３８名、小学生３２４名、中学生３１１名の児童・生徒たち

が新たな門出を迎えたところです。出発を迎えたところです。

式場での明るい子供たちの笑顔や希望に満ちた凛とした姿は、毎年のことながら、熱い感動を与えてくれました。少子化に歯どめがかからない社会情勢の中で、この子供たちに「頑張るんだぞ」というエールを心から送らせていただきました。

次に、イベント関係では、4月23日に湯布院温泉まつり、4月29日には黒岳山開き、シャクナゲ観賞登山が実施されました。5月3日にはこども神楽祭21が、そして5月14日には由布岳山開き、5月20日、21日には湯平温泉まつりが開催されましたが、どのイベントにも多くの議員さんの御出席をいただきました。おかげでイベントも盛大に終えることができたことを、心よりお礼を申し上げたいと思います。

私も時には参加メンバーに加わり、地元市民の方々とともに祭りを楽しみながら、伝統文化のすばらしさを身をもって体験させていただいたところでございます。

また、各地域で開催をしております市政懇談会は、6回を実施いたしました。市民の方々からの貴重な御意見は真摯に受けとめまして、実現可能なものは積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、市長会の件について御報告を申し上げます。5月10日に豊後高田市で開催されました大分県市長会定例会を皮切りに、5月17日に鹿児島県霧島市で九州市長会総会、6月7日には第76回全国市長会議が開催され、出席をいたしました。各会場におきましては、来賓の方々を含め、貴重な御意見を伺うことができましたし、交換することができまして、大変有意義な会になりました。

続きまして、予算陳情関係でございますが、5月16日、福岡防衛施設局並びに6月1日には防衛庁を訪問いたしまして、平成19年度の防衛予算についてお願いをしたところでございます。

最後に、入梅を前に、6月6日、市内一斉に防災パトロールを実施いたしました。パトロールの箇所は43カ所でしたが、今年の台風14号被害の教訓を踏まえまして、危険箇所の巡回など、警戒には万全の措置を講じる構えでございます。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、行政報告をさせていただきます。

4月12日、福岡防衛施設局から正式に申し入れがありました、日出生台演習場における米海兵隊の移転訓練における小火器の使用について、5月16日、福岡防衛施設局を訪れ、4者協として正式にお断りを申し上げたところでございます。

次に、5月9日、大分合同新聞に掲載されました、旧庄内町のスモモ植栽事業に対する補助金の返還命令の判決について、経過を報告させていただきます。

裁判の争点は3点ありまして、1点目は、補助金が公益性を欠き、違法であるから、町長に対

し損害賠償請求を求めるもの。２点目は、補助金相当額の不当利得返還請求を怠っている、そのことが違法であるとの、違法確認を求める請求。この２点につきましては、却下をされましたが、３点目の補助金として交付した１５０万円が庄内町農林畜産業関係補助金の交付規則１１条２項に該当して、補助金の全部または一部の返還請求を怠っている、このことについては違法であるとの判決が下されました。

この判決につきまして代理人弁護士とも慎重な検討を重ねた結果、判決の一部に不服があることから、５月１９日、福岡高等裁判所に控訴した次第でございます。

次に、中山間地等直接支払い制度交付金の過払いについて御報告を申し上げます。

この件につきましては、第１回定例会の全員協議会で御報告申し上げましたように、現在、会計検査院の指示に従い、農振農用地のチェック及び傾斜地の実測等を行いまして、大分県経由で会計検査院へ提出をしております。その内容は、庄内地域で８３２万２，３４５円、湯布院地域で４７万９，１１５円となっております。

詳細につきましては、議員のお手元に配付しております農政課資料をごらんいただきたいと思いますのですが、最終的な過払いが決定した段階で、改めまして議会へ提案を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、行財政改革プランの策定状況でございます。１８年度に入りまして早速、財政課と行財政改革室において具体的な行革案のたたき台を作成し、５月には各課へ説明を行ったところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、６月末をめどに各課と具体的な協議を行い、行財政改革原案を作成する計画でございます。この原案は、行革推進本部等の内部協議を経まして、７月下旬には行革原案として市民の皆さんから意見をいただくために公表をいたし、意見調整後に、行財政改革推進会議への諮問、議論をいただきながら、９月定例会において議員の皆様へ提示し、御議論をいただいた後に、１０月に最終的な行財政改革プランとして広く公表したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、ふるさと融資事業についてでございますが、この事業は、地域振興に資する民間活動等が積極的に展開されるように、地方公共団体がふるさと財団の支援を得て、地方債を原資として民間事業者等に無利子資金の貸し付けを行うものでございまして、利子分の７５％が交付税措置されるものでございます。

合併前には、挾間のジャスコ、菊屋、ケアポート川崎などが、この事業によりまして施設整備が行われておりますが、このたび湯布院町の日野病院におきまして、介護老人保健施設の建設においてふるさと財団の打診がございました。現在、湯布院・庄内地域には中間施設である介護老人保健施設がなく、在宅復帰を目指した地域の要介護者の安心・安全につながる施設として貢献

できるととらえておりますので、９月定例会におきまして予算措置の提案をさせていただきたいと思っております。

次に、明るい話題でございますが、６月２日、大分市で開催されました第２８回大分県消防救助技術大会に由布市消防署から１１名が参加をいたしました。

その結果、全種目で全チームが入賞、中でもロープブリッジ救出に出場した４名が４位になり、７月２０日、宮崎市で開催されます九州大会へ出場することになりました。また、ほふく救出に出場した３名が見事に優勝いたしまして、８月２４日、札幌市で開催されます全国大会へ出場することになりました。

この栄誉は、日ごろの訓練のたまものでございまして、関係職員には、それぞれの大会において大分県由布市の名誉をかけて戦っていただけるものと期待をしているところでございます。

最後に、地方自治法第１２１条の２に定める議会の議決を要する契約金額につきましては、１億５,０００万円以上となっていたところでございますが、この案件につきましては、３月議会において議員さんからも御意見をいただいた経緯を踏まえて、これからは５,０００万円以上の契約について議会に報告させていただくことにいたしましたので、御理解を賜りたいと思います。

ちなみに、今回は湯布院町スポーツセンター体育館改修工事、アスベスト除去でございますが、該当いたしますので、お手元に入札執行調書を配付しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（後藤 憲次君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第１２３条第３項の規定により、市長に報告しております会議結果の中で、平成１７年第１回定例会並びに平成１８年第１回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過及び結果について、執行部より報告を受けます。助役。

○助役（森光 秀行君） 皆さん、こんにちは。平成１７年第１回定例会及び平成１８年第１回定例会において採択された請願・陳情について、その処理の経過及び結果を報告するよう、地方自治法１２５条の規定により、議長から請求がありましたので、お手元にお配りをしております資料に沿って、概要を御報告いたします。

請願・陳情採択分の処理経過、結果報告、平成１７年第１回定例会審査分、請願、受理番号６、件名、石城小学校の複式学級解消を求める請願。この件につきましては、年度始めに３年生１名、４年生１名の計２名の転入がありましたため、大分県の複式学級編成基準１４名をクリアしましたため、複式学級の解消がなされております。

次に、受理番号７、件名、市職教諭の配置のお願い。この件は、川西小学校に関する請願であ

りますが、市費負担の臨時教諭を加配することによりまして、2、3年の複式学級を解消し、各学年とも単式学級となっております。

次に、受理番号8、件名、複式学級への市職教諭の配置のお願い。この件は、湯平小学校に関する請願であります。これも、市費負担の臨時教諭を加配することによりまして、5、6年の複式学級を解消し、各学年とも単式授業となっております。

次に、受理番号9、件名、平成18年に予想される星南小学校教職員定数減にかかわる教員の配置を求める請願。この件は、職員定数減に対応しまして、市費負担の臨時教諭1名を加配しております。

次に、陳情でございます。受理番号2、件名、市報ゆふの全戸配付を求める請願書。このことについては、内部で鋭意協議をいたしておりますが、現在、自治会を通じて市報を配付をしておりまして、自治会未加入者の全戸について配付をするのは大変困難なことだと、そういうふうに考えております。

なお、集合住宅など配付責任者を設ける場合は、市役所の各庁舎窓口において責任者にまとめてお渡しをすることなどが可能でありますので、そういう意味合いも含めまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、平成18年第1回定例会審査分、請願、受理番号1、件名、排水路整備に関する請願書。これは、庄内町蛇口、五福、櫟木を流れる排水路について、大雨のときに災害のおそれがあるとの理由による請願でございます。鉄道により、下流域につきましては大分川までの改修を視野に、大分県中部振興局と現在協議中でありまして、高率補助である土地改良事業で対応をすべく努力をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

受理番号2、件名、用水路及び護岸の改良工事に関する請願。これは、庄内町湊地区におきまして、用水路が未改修であるため、将来災害が心配されるとの理由による請願でございます。耕地災害等の制度で検討をいたしておりますけれども、具体的な対応策が見つかりませず、現時点では、原材料支給の地元対応でお願いせざるを得ない、そのように考えております。

受理番号3、湯布院町で発生する入湯税を当該地域に還元、運用することを求める請願書。これは、入湯税は、地方税法で規定されている目的税でありまして、入湯客に課税されます。税金は、環境衛生施設や消防施設、観光施設などの整備のために使われることとなっております。地方税法に沿いまして、法の目的に沿った運用や施設整備について、請願の趣旨は当然なことでありまして、法に沿った事業への財源充当を行うことになります。

ただし、湯布院地域に制度上限定することは困難であります。しかしながら、現状としましては、湯布院地域から入湯税が上がってくるということをかんがみまして、おのずから湯布院地域の事業を中心に財源充当されるものではないかと考えておるところであります。

受理番号 6、件名、自主防犯パトロール隊活動に対する助成金交付のお願い。これは、湯布院無線防犯パトロール隊関係者よりの請願であります。現在、関係者と協議中でございます。

受理番号 7、件名、佛光寺下の J R 久大線踏切拡幅について。これは、地元自治会や P T A 代表者からの請願でございますけれども、旧湯布院町時に J R と協議をしてまいりましたけれども、由布市としましても再度協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

受理番号 8、件名、市道前徳野岳本線の改修について。これは、路面の傷みが激しいための改修要望でございますけれども、夏休みなど観光シーズンを外した時期にオーバーレイ工事などで施工する予定にしております。

以上でございます。

○議長（後藤 憲次君） 請願・陳情の処理の経過等の報告が終わりました。

次に、一部事務組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議長、山村博司君。

○議員（24番 山村 博司君） 皆さん、おはようございます。それでは、由布大分環境衛生組合議会視察研修の報告をいたします。

去る平成 18 年 5 月 19 日、福岡県苅田町にあります苅田エコプラント株式会社を組合議員 9 名のうち 8 名、組合監事 2 名、職員 4 名、計 14 名で視察研修をいたしました。研修の目的は、平成 19 年 4 月に稼働いたしますリサイクルプラザに関する分別収集あるいは処理をどうしているかとの視点から、この視察を選定いたしました。

施設の概要といたしまして、第三セクター苅田エコプラント株式会社であり、平成 10 年 8 月稼働、出資状況につきましては、苅田町 51%、三菱マテリアル 34%、電源開発 10%、福岡銀行 5% の 4 者の出資でございます。経営陣は、社長、苅田町長、取締役 8 名、監査役 1 名で構成をされております。処理能力につきましては、R D F 製造施設 8 時間当たり 45 トン、R D F 製品 27 トン、粗大ごみ処理 20 トンであります。

R D F とは、可燃性ごみを資源とし、固形燃料をつくり、隣接地にある三菱マテリアルセメント工場に運び、石炭の補助燃料として利用をしております。また、焼却後の灰はセメントの原料として再利用されるため、灰は一切残らず、17 年度までは無料で三菱マテリアルセメント工場に運んでいましたが、今後トン当たり 1,000 円の搬入量がかかることになったとの説明がございました。

今までのごみ処理施設は、悪臭が強く、ごみが散乱し、夏季にはハエが発生し、施設周辺に迷惑がかかり、職員の職場環境及び衛生上悪く、働く意欲をなくす等のことがありましたが、この施設では、完全密閉型の施設であり、臭気が出なくなり、施設周辺の迷惑、快適職場、衛生面等が解決し、工場全体の維持管理が完全にでき、安全管理が安定しているとの説明がありました。

各議員からの質疑が多数あり、予定時間を超過し、2 時間半の研修を終了した次第であります。

特に私が感じたことは、汚いものを処理すればするほど清潔にし、汚いものを処理するから汚いということにはならないと思います。家庭から出すごみを処理するのだから、一人一人がルールを守り、完全なごみを出すことを心がけたいと思っています。

以上で視察研修の報告を終わります。

○議長（後藤 憲次君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査並びに同法第199条の規定による定期監査の結果について報告を求めます。宮崎代表監査委員。

○代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、ただいま議長さんからの御指名にあずかりました。例月出納検査と定期監査について御報告を申し上げます。

今回は、平成18年2月から4月までの3回分の例月出納検査の結果について報告いたします。

検査の対象につきましては、収入役及び企業管理者の保管する平成18年1月末の現金のあり高及び出納状況についてであります。まず最初に、検査年月日平成18年2月27日に平成18年1月末の出納について検査をいたしました。

検査の結果につきましては、検査資料の計数は出納状況調書の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めましたが、次の点について指導をさせていただきました。

まず、1番目に、湯布院温泉館において現金実査を行いました。以前に使用されておりました券売機が現在使用されておられません。かわりに両替機を使用しておりますが、従来のつり銭の額が必要かどうかについて会計課と検討するようにお願いしました。また、土曜、日曜、祭日等の売り上げの多い日の売上金の管理状況についても検討をお願いしております。

2番目に、水道使用料の未納者への対応、それから未収入金の対処状況について、回収金の適正な管理をお願いしましたが、滞納整理については、現状の体制では厳しい面もあり、別の収納課の業務範囲とあわせて検討をお願いしたいと思っています。

次の月の検査年月日でございますが、平成18年の3月27日と30日に実施いたしました。検査の対象は平成18年2月末でございます。

検査の結果につきましては、検査資料の計数は出納状況調書と一致しておりまして、適正に処理されていると認めました。また、今回は各所について現金実査を行いましたので、その経緯について報告いたします。

まず、湯布院スポーツセンター、それから塚原の廃棄物保管所、それから湯布院振興局市民サービス課出納係、それから湯布院振興局地域振興課由布院駅前駐車場、それから湯布院振興局市民サービス課水道係、それから庄内振興局地域振興課みことピア庄内ほのぼの館、それから挾間町B&G海洋センター、8番目に挾間公民館のトレーニングセンターですね。それから、9番目に挾間振興局の市民サービス課出納係の9カ所について、現金の実査を行いました。

その結果、湯布院スポーツセンターにおきましては、まず1点としまして、受け付けから使用料の納入までの収納関係の処理は整備されておりましたが、収入についての日計表が作成されておirimせんでしたので、作成の検討をお願いしました。2番目に、宿泊を伴う施設の性格上、貴重品の一時預かりをしておりますが、事故が発生した場合には補償等の問題も考えられますので、これに対応する改善策をお願いしたいと思っております。それから、3番目に、公衆電話の使用料の電話機内の滞留期間について、収納期の――取り出しの――検討を求めました。

2番目に、塚原の廃棄物保管所ですが、当日の手数料が係員によって翌日所管課の方へ届けられておりましたが、その日のうちに所管課の方へ届けるよう、改善策をお願いしました。

3番目に、湯布院振興局市民サービス課出納係でございますが、特に指導事項はございません。

4番目に、湯布院振興局地域振興課由布院駅前駐車場でございますが、これも指導事項はございません。

5番目の湯布院振興局市民サービス課水道係、現在、使用料等の現金の保管を事務所にしておりますが、夜間金庫などを利用するよう、検討をお願いいたしました。

6番目に、庄内振興局地域振興課みことピア庄内ほのぼの館でございますが、1番目に、タオル、石けん等の消耗品については、持参してない方に対する売り上げについて、現在個人扱いとなっておりますが、この取り扱いについて検討するようお願いいたしました。2番目に施設のさらなる有効利用の検討を求めています。

7番目に、挾間町B & G海洋センター、これは特に指導事項はございません。

8番目の挾間公民館――いわゆる未来館の中の挾間公民館でございますが、トレーニングセンターの利用料の券売機内の滞留期間について、収納期の短縮の検討を求めました。

9番目に、挾間振興局市民サービス課出納係でございますが、これも特に指導事項はございません。

次に、3回目の平成18年4月25日の検査でございますが、検査対象月は平成18年3月末でございます。

検討資料の計数は出納状況調書と一致しておりまして、適正に処理されていると認めましたが、次の点について指導方々お願いをいたしました。

まず、1点目として、支払い命令書は会計課において支払い日ごとに整理されておりますが、款別、節別にとじるなど、よりわかりやすく整理、保管の方法がないかどうか、検討を求めています。

2点目といたしまして、総合口座の未処理金が多く、事務処理のおくれが見受けられました。会計課だけではなくて所管課の方にも正しく処理する努力をしてもらうよう、改善策をお願いしました。

3 点目に、水道事業会計につきましては、水道の二重払いによる還付が見受けられますので、間違いが起こらないようにするシステムを検討するようお願いしました。

例月出納検査については以上でございます。

それから、定期監査につきましては、監査は平成 18 年 3 月 28 日と 29 日の 2 日間にわたって行いました。監査の対象につきましては、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う事務等の進捗状況についてであります。

監査の要領等につきましては、合併に伴う旧 3 町からの由布市への引き継ぎ事項についての状況について、各課より担当課長から内容を聴取いたしました。その対象は、保険課と環境課と湯布院温泉館と税務課と、それから収納課と契約管理課と、それから農政課、建設課の 8 件でございます。

まず、保険課について、旧挾間町の国民健康保険特別会計について、由布市への引き継ぎに伴う歳入不足を一時借入金で対応した処置について聴取しました。旧 3 町の国保、老人、介護特別会計の由布市への引き継ぎに伴う剰余金の収入調定についても整備方をお願いしてあります。

2 番目の環境課でございますが、農業集落排水特別会計の由布市への引き継ぎに伴う剰余金の収入調定について整備をお願いしました。

3 番目に、湯布院温泉館でございますが、先月の例月出納検査時には券売機の未使用の経緯を聞いておりましたが、今回、改めて券売機の設置の検討をお願いしました。

4 番目の税務課でございますが、たばこ販売組合への補助金について、金額的にばらつきがありますので、これについて検討を求めました。

5 番目の収納課につきましては、訪問徴収時の日誌の記録は整備されておりますが、収納に関する事務整理のために日計表の作成がありませんので、その作成の検討を求めました。2 点目に、現在の業務の範囲につきましては、いわゆる税に限られておりますが、使用料等の料を取り扱う課の現状を考えたとき――手数料とか使用料の分になると思いますが、料を取り扱う課の現状を考えたときに、範囲をそこまで広げられないのかどうかを検討していただくよう求めました。

6 番目の契約管理課につきましては、備品台帳については整備中ということですが、財産台帳については、市としてはまだ作成しておりませんでしたので、整備をお願いしました。

7 番目の農政課でございますが、旧町時代に補助事業で整備の各種農機については委託管理になっておりますが、現状が把握できておりません。それで、委託先での貸出等関係書類の確認等整備を求めました。2 点目に、中山間地域交付金の過払いの件については、調査終了後の早目の方向づけをお願いしました。

8 番目の建設課でございますが、市営住宅使用料の滞納整理につきましては、現職員体制では困難だということなので、収納課の方でもお話ししましたが、市としての収納体制の検討をお願い

したいと思っております。２点目に、公共水道事業の早急な方向づけを求めました。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 例月出納検査並びに定期監査の結果報告が終わりました。

-----・-----・-----

日程第４．請願・陳情について

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第４、請願・陳情を議題といたします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

- 事務局長（衛藤 重徳君） それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読をいたします。朗読は、件名、それから請願・陳情者の氏名、紹介議員のみとさせていただきます。なお、敬称は略します。

まず、請願５件について朗読をいたします。

受理番号９、件名、乙丸三宮園上組・花園上組里道の市道認定について、請願者、乙丸３自治委員佐藤敏孝ほか２名、紹介議員、高橋義孝、溝口泰章、吉村幸治。

受理番号１０、件名、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願い、請願者、湯布院中学校ＰＴＡ会長佐藤靖久ほか２名、紹介議員、高橋義孝、立川剛志。

受理番号１１、件名、市道みの草下線拡幅改良に関する請願、請願者、菟草自治委員佐藤睦男、紹介議員、藤柴厚才、山村博司。

受理番号１２、件名、湯布院町下石武揚水池改修工事の一部補助金について、請願者、下石武揚水池組合長衛藤義昭ほか４名、紹介議員、立川剛志。

受理番号１３、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願者、大分県教職員組合由布支部執行委員長佐藤昭治、紹介議員、佐藤郁夫、藤柴厚才。

次に、陳情１件でございます。

受理番号７、件名、由布市ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書、陳情者、由布市ゴルフ協会会長秦富隆ほか１１名。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 朗読が終わりました。

請願受理番号９号から１３号までの５件、陳情受理番号７号は、会議規則第１３４条及び１３８条の規定により、お手元に配付の請願並びに陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

ここで休憩します。再開は１１時１０分に行います。

午前10時58分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

1 1 番、二宮英俊議員より欠席届が出ました。班に葬儀がありまして、班長のために欠席届が出ております。

----- . ----- . -----

日程第 5 . 報告第 3 号

日程第 6 . 報告第 4 号

日程第 7 . 報告第 5 号

日程第 8 . 認定第 1 号

日程第 9 . 認定第 2 号

日程第 1 0 . 認定第 3 号

日程第 1 1 . 認定第 4 号

日程第 1 2 . 認定第 5 号

日程第 1 3 . 認定第 6 号

日程第 1 4 . 認定第 7 号

日程第 1 5 . 認定第 8 号

日程第 1 6 . 認定第 9 号

日程第 1 7 . 認定第 1 0 号

日程第 1 8 . 認定第 1 1 号

日程第 1 9 . 認定第 1 2 号

日程第 2 0 . 認定第 1 3 号

日程第 2 1 . 認定第 1 4 号

日程第 2 2 . 認定第 1 5 号

日程第 2 3 . 認定第 1 6 号

日程第 2 4 . 認定第 1 7 号

日程第 2 5 . 承認第 3 号

日程第 2 6 . 承認第 4 号

日程第 2 7 . 承認第 5 号

日程第 2 8 . 承認第 6 号

日程第 2 9 . 承認第 7 号

日程第 3 0 . 承認第 8 号

日程第 3 1 . 承認第 9 号

日程第 3 2 . 承認第 1 0 号
日程第 3 3 . 承認第 1 1 号
日程第 3 4 . 承認第 1 2 号
日程第 3 5 . 議案第 6 9 号
日程第 3 6 . 議案第 7 0 号
日程第 3 7 . 議案第 7 1 号
日程第 3 8 . 議案第 7 2 号
日程第 3 9 . 議案第 7 3 号
日程第 4 0 . 議案第 7 4 号
日程第 4 1 . 議案第 7 5 号
日程第 4 2 . 議案第 7 6 号
日程第 4 3 . 議案第 7 7 号
日程第 4 4 . 議案第 7 8 号
日程第 4 5 . 議案第 7 9 号
日程第 4 6 . 議案第 8 0 号
日程第 4 7 . 議案第 8 1 号
日程第 4 8 . 議案第 8 2 号
日程第 4 9 . 議案第 8 3 号
日程第 5 0 . 議案第 8 4 号
日程第 5 1 . 議案第 8 5 号
日程第 5 2 . 議案第 8 6 号
日程第 5 3 . 議案第 8 7 号
日程第 5 4 . 議案第 8 8 号
日程第 5 5 . 議案第 8 9 号
日程第 5 6 . 議案第 9 0 号
日程第 5 7 . 議案第 9 1 号
日程第 5 8 . 議案第 9 2 号
日程第 5 9 . 議案第 9 3 号
日程第 6 0 . 議案第 9 4 号
日程第 6 1 . 議案第 9 5 号
日程第 6 2 . 議案第 9 6 号
日程第 6 3 . 議案第 9 7 号

日程第 6 4 . 議案第 9 8 号
日程第 6 5 . 議案第 9 9 号
日程第 6 6 . 議案第 1 0 0 号
日程第 6 7 . 議案第 1 0 1 号
日程第 6 8 . 議案第 1 0 2 号
日程第 6 9 . 議案第 1 0 3 号
日程第 7 0 . 議案第 1 0 4 号
日程第 7 1 . 議案第 1 0 5 号
日程第 7 3 . 議案第 1 0 7 号
日程第 7 4 . 議案第 1 0 8 号
日程第 7 5 . 議案第 1 0 9 号
日程第 7 6 . 議案第 1 1 0 号
日程第 7 7 . 議案第 1 1 1 号
日程第 7 8 . 議案第 1 1 2 号
日程第 7 9 . 議案第 1 1 3 号
日程第 8 0 . 議案第 1 1 4 号
日程第 8 1 . 議案第 1 1 5 号
日程第 8 2 . 議案第 1 1 6 号
日程第 8 3 . 議案第 1 1 7 号

- 議長（後藤 憲次君） それでは、次に本議会に提出されました日程第 5、報告第 3 号平成 1 8 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてから日程第 8 3、議案第 1 1 7 号平成 1 8 年度由布市一般会計補正予算（ 1 号）についてまでの 7 8 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

- 市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をいただきます案件につきましては、既にお手元にお配りをしておりますように、地方自治法第 2 4 3 条 3 第 2 項の規定による由布市土地開発公社の事業計画並びに事業実績についての報告事項 2 件、同法施行令第 1 4 6 条第 2 項による繰越明許費繰越計算書 1 件、同法第 2 3 3 条第 3 項の規定による旧 3 町の平成 1 7 年度一般会計、特別会計等歳入歳出決算の認定 1 7 件、同法第 1 7 9 条第 1 項の規定による由布市税条例一部を改正する条例など専決処分の承認が 1 0 件、議案関係では、由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例や公の施設の指定管理者の指定についてなど 4 8 件について御提案を申し上げ

ますが、いずれも市政運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、まず報告第3号平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてから、提案理由の御説明を申し上げます。

2月23日、庄内庁舎3階会議室におきまして、由布市土地開発公社の理事会が開催され、事業計画並びに収支予算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第4号平成17年度由布市土地開発公社経営状況を説明する書類の提出について御説明をいたします。

去る5月19日、庄内庁舎3階会議室におきまして、由布市土地開発公社の理事会並びに幹事会が開催され、平成17年度の事業報告並びに決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第5号平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

繰越事業の平成17年度の歳出額並びにその財源が事業ごとに確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を申し上げるものでございます。

まず、6款の農林水産事業費では、耕地災害復旧工事を優先したことから、用排水路整備事業で782万8,000円の繰り越しとなるものでございます。

次に、第8款の土木費では、市道向原別府線など5路線の用地取得や設計におくれが生じたことや道路維持管理事業で、その繰越額の合計は1億8,430万円となっております。

また、11款の災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業で4億565万1,000円を、公共土木施設災害復旧事業で8,566万7,000円を、災害査定が遅延したためにそれぞれ繰り越しとなるものでございます。

次に、認定第1号から認定17号につきましては、平成17年度旧3町の一般会計及び特別会計、水道事業会計並びに消防組合一般会計の決算に関する認定案件でございます。

去る平成18年3月17日、地方自治法第168条第2項のただし書きにより、助役より旧3町の一般会計及び特別会計、水道事業会計並びに消防組合一般会計決算が提出されました。この決算につきましては、旧3町それぞれ平成17年9月30日までの打ち切り決算となっておりまして、旧3町の剰余金については、各会計ごとにすべて合算され、平成17年10月1日以降の由布市へと引き継がれるものでございます。

以上の決算及び証書類等を、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、4月25日に監査委員の審査に付しました。5月26日付で監査委員より決算審査意見書の提出がありましたので、その意見書を付しまして認定をお願いする次第でございます。

次に、承認第3号から承認第12号までは、専決処分の承認を求めるものでございます。

まず、承認第3号につきまして御説明を申し上げます。

平成18年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じて由布市税条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第4号につきまして御説明を申し上げます。

これは、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の一部が改正されましたので、これに準じて由布市税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第5号について御説明を申し上げます。

これは、石綿による健康被害の救済に関する法律が平成18年3月27日から施行されたことに伴い、これに準じて、救済給付もしくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者、またはこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができるよう、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第6号について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険関連法令の改正によりまして、まず、国民健康保険税の介護納付金賦課額に係る限度額が、現行の8万円から平成18年度より9万円に引き上げられます。

また、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによりまして、公的年金等控除の見直しの影響で国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮し、平成18年度及び19年度の保険税の算定につきましては、特別控除の適用や経過措置を講ずることなど、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第7号及び承認第8号でございますが、これは、大分県退職手当組合及び大分県消防補償等組合に国東市が加入したことに伴い、同組合の規約の一部を変更したものでございます。

次に、承認第9号平成17年度由布市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに238万9,000円を追加し、予算総額は100億434万4,000円となります。主なものにつきましては、由布市特別会計から繰入金並びに市債等の額が確定したことに伴いまして、追加調整したものでございます。

次に、承認第10号平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに９，９２６万円を追加し、予算総額は２０億９，６７９万２，０００円となります。歳入の主なものにつきましては、国庫負担金、国庫補助金、療養給付等交付金等の決定に伴う調整でございます。歳出につきましては、歳出の確定並びに決算剰余金の精算、基金積み立てに対する調整を行ったものでございます。

次に、承認第１１号平成１７年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

この特別会計につきましては、管理費を中心とする歳出を補てんするため、一般会計からの繰入金が主な財源となっております。合併前より毎年度専決処分を行い、剰余金が出ないようにゼロ精算を行っており、これまでの例に倣いゼロ精算を行いました。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４０６万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を８，７６４万９，０００円としたものでございます。歳入では、収入見込み額に合わせて４０６万２，０００円を減額いたしました。歳出では、決算見込みによりまして、不用額の整理と一般会計への繰り出し金１，２３６万９，０００円の調整を行ったものでございます。

次に、承認第１２号平成１８年度由布市老人保健特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに３，８３８万２，０００円を追加し、予算総額は４８億９，３４２万３，０００円となります。

今回の措置は、平成１７年度の同会計におきまして歳入不足が生じたので、歳入を繰り上げて充てる繰り上げ充用の措置を地方自治法施行令第１６６条の２の規定により行ったものでございます。平成１７年度予算におきまして、国庫負担金が大幅に減額されたことにより、３，８３８万２，０００円の歳入不足を生じたものでございます。

以上、承認第３号から承認第１２号までを地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第６９号由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金を廃止する条例について御説明を申し上げます。

議案第７１号で基金条例の制定を御提案申し上げますが、貸付基金及び導入基金の条例を統廃合するため廃止するものでございます。

次に、議案第７０号由布市農業施設条例の廃止について御説明を申し上げます。

農業施設の指定管理者制度への移行と、また施設の管理を委託している現在の委託者に払い下げるため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第７１号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について御説明を申し上げます。

優良牛の確保と増頭を行い、農業経営の安定向上を図るため、牛に関する基金を統廃合し、新

しく基金条例を設置するものでございます。

次に、議案第 7 2 号由布市城ヶ原農村公園条例の制定について、議案第 7 3 号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について、議案第 7 4 号由布市川西農村健康交流センター施設条例の制定について、議案第 7 5 号由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定についての条例の制定につきましては、地方自治法第 2 4 4 条 2 の第 3 項の規定に基づき、由布市が設置する公の施設について指定管理者による管理を可能にするため、休日や開館時間などの管理の基準を条例の中に規定したほか、施設の維持管理に加え、施設利用の許可や施設の利用料を指定管理者の収入として収受させるなど、指定管理者が行う業務の範囲など必要な事項について、施設ごとに条例整備を行うものでございます。

次に、議案第 7 6 号由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について及び議案第 7 7 号由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは、厳しい財政状況や財政改革に対する市民の思いを勘案いたしまして、平成 2 1 年 3 月末までの間、職員の給料月額を 5 %の減額をするものでございます。旅費につきましては、県内日当及び県外日帰り日当の減額措置を行うため、特例条例を制定するものでございます。

次に、議案第 7 8 号由布市障害者自立支援条例の制定について御説明を申し上げます。

平成 1 7 年 1 1 月に障害者自立支援法が公布されたことに伴いまして、同法に審査判定業務を行うため介護給付費等の支給に関する審査会を設置することが規定されております。その審査会の委員の定数を 1 0 人以内と定めるものでございます。

次に、議案第 7 9 号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、3 月定例会におきまして、常勤の特別職及び教育長給料 5 %の減額措置について可決をいただいたところでございますが、今後の厳しい財政運営が予想されることなどから、私はさらに 5 %、助役、教育長につきましては 2 %の追加削減を行い、合わせて 1 0 %、7 %の減額措置を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 8 0 号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正についてでございますが、内徳野地区自治公民館の施設の名称と位置を追加するものでございます。

次に、議案第 8 1 号由布市市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、公営住宅法施行令の一部が改正されましたことから、市営住宅につきましても、公募によらず市営住宅に入居させることができる事由を拡大するものでございます。また、老朽化した市営住宅を廃止するための一部改正でございます。

次に、議案 1 0 6 号内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定についてを除きまして、議案第 8 2 号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第 1 1 3 号茅場老人憩いの家の指定管理者の指定につきましては、今回新たに指定管理者の指定を行う議案でございます。

御提案を申し上げております由布市湯布院福祉センターを初めとする施設につきましては、今までの経緯や効果的、効率的な運営が期待できることから、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定の規定によりまして、指定管理者の指定を行うものでございまして、指定管理者選定委員会の審査を経ていることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第114号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

まず、庄内町西大津留の市道瀬口中尾宗寿寺線と市道宗寿寺線を結ぶ延長468メートル、幅員3メートルの農道を中ノ尾線とするものでございます。次に、庄内町大龍の国道210号線と接する、延長110メートル、幅員3メートルの農道を内川野線とするものでございます。次に、庄内町阿蘇野の市道栢の木線と接続する、延長240メートル、幅員3メートルの林道を森山線とするものでございます。

以上、3路線につきまして、市道として新たに認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第115号事務の委託の協議について御説明を申し上げます。

本案は、由布市と日出町との間で、住民票や印鑑証明、戸籍に関する証明等を自治体窓口で請求することができるように相互に事務委託をしようとするものでございます。

次に、議案第116号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございますが、これは、市町村合併に伴い同組合を組織する地方公共団体が減少したため、地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案117号平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、厳しい財源の中、最小限必要不可欠のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,561万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は146億1,961万7,000円となります。

歳出の主なものは、湯布院庁舎横の憩いの広場整備事業、由布市交通指導員制服の統一を図るための被服費、障害者の福祉対策としての自立支援事業、陣屋の村本館ボイラー修繕費、そして国体準備等に係る諸経費となっております。歳入の主なものは、国の合併補助金並びに県の合併交付金、そして職員の駐車料金収入を見込んでおります。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長並びに課長より御説明を申し上げますので、どうか慎重御審議をお願い申し上げ、また御協賛賜りますようお願いを申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（後藤 憲次君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程され、提案理由の説明がありました認定第 1 号から認定第 17 号までの旧 3 町関係の平成 17 年度一般会計初めとする各会計の決算審査の結果について、代表監査委員に報告を求めます。宮崎代表監査委員。

○代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、決算審査の結果報告を申し上げます。平成 17 年度挾間町、庄内町、湯布院町、旧各 3 町の一般会計及び特別会計並びに大分地域消防組合の決算審査の結果について御報告申し上げます。

審査は、平成 18 年 4 月 26 日から 5 月 22 日までの適宜 15 日間、議選の吉村監査委員さんとともに実施いたしました。

大分郡 3 町の合併によりまして、旧 3 町は平成 17 年 9 月 30 日をもって廃することとなりまして、関係各町の平成 17 年度の決算は、平成 17 年 9 月 30 日で打ち切り決算ということで、新市に継承されることになったことは、もう御案内のとおりでございます。

このため、今回の決算審査に当たりましては、次の 3 点に主眼を置いて審査を実施いたしました。

1 番目に、各会計の歳入歳出決算書に表示された数値は、正確で、証票書類及び帳票と符合し、決算収支額及び歳計現金は新市由布市へ適正に継承されたかということでございます。

そのことにつきまして、前回の議会のときに質問がございました、予算書の由布市の収入調定と決算書の歳入歳出支出額の差異等におきまして、湯布院町におきましては 5 万 3,058 円、挾間町においては 3,000 円の差異が生じておりました。

これにつきましては、関係の職員から事情の説明を求めましたが、まず湯布院町の当初予算が 8,980 万 4,529 円、それから会計課の確定額が 8,975 万 1,471 円ということで、5 万 3,058 円差異がありました。このことにつきましては、本来は歳入歳出外で管理すべき社会保険料が一般会計の中に残余していることが確認されたために、書類上の処理を行って一般会計から歳入歳出外に移行したことによる原因ということでございます。

それから、挾間町の 3,000 円、いわゆる当初予算が 1 億 1,293 万 8,718 円、会計課の確定額は 1 億 1,293 万 5,718 円、差し引き 3,000 円。これは、財政課の確認のときの時期と会計課との、その時期の相違による差異だと思われるということでございます。

いずれにしても、今回は、先ほどお話もありましたように、9 月末をもって打ち切り決算でございますので、いわゆる 2 カ月間の出納閉鎖の期間がございません。合併と同時に、会計課の方ではすぐ予算編成にとりかからなきゃいけません。その辺のところで時期的なずれがあって、差異が生じたものだ。まあ、やむを得ない状況であったかなあというふうに認識いたしました。

次の 2 点目には、収入支出は、法令、条例、規則に基づいて的確に行われているか、それと

3点目には、財産並びに基金の管理は適正に行われて、債務などとともに新市由布市へ適正に継承されておるかということでございます。

審査に当たりましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、それから実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金の運用状況について、旧3町の平成17年9月分までの例月出納検査の結果をも参考としまして、関係帳票との照合によりまして計数の確認を行うとともに、予算の執行状況、財産、基金の状況等について関係職員から説明を聴取しまして、審査を実施いたしました。

その結果、旧3町の平成17年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算表示の計数は、関係諸帳票及び証票書類と合致しておりまして、予算執行状況についても適正、妥当であり、決算収支額、歳計現金、財産、基金、債務等は、新市由布市に継承されていると認められました。

また、その概要につきましては、決算審査意見書の3ページから14ページに記載してありますので、ここでは省略させていただいて、そこをごらんになっていただきたいというふうに考えております。

審査の意見としましては、平成17年度予算書については、半年後に合併という状況下、各町とも非常に厳しい財政事情のもと、基金の繰り入れ、起債充当、資金繰り入れに大変苦慮されまして、合併後の半年分を含め、通年予算として編成されております。

平成17年度の決算におきましては、合併に伴う9月末の打ち切り決算となるために、ただいま申しましたように出納整理期間がなく、9月30日で3町が消滅することから、9月30日までに収納した額が歳入決算額、支払いが完了した額が歳出決算額となっております。

なお、赤字になった会計の歳入不足につきましては、限度額の範囲内での一時借入金等で対処されており、剰余金については新市の予算に繰り越しされております。この赤字決算と申しますのは、審査意見書の2ページから14ページまでの間にその内容が記載してありますので、ご検討願いたいと思います。

それから、歳入につきましては、決算の時期の関係で起債等は入金されていないが、全体的には5割弱の収入率であります。税などの平成16年度の滞納繰越分につきましては、平成17年度へ継承されております。しかし、依存財源の厳しさが避けられない現状下におきましては、税の未収分については市民の受益の公平性の面からも、収納率向上により一層の取り組みをお願いしたいと思っております。

それから、合併後の住民サービスの向上等にもかかわりますが、行財政改革におきましては、市民にも痛みを伴うこととなります。財源確保のためには、受益者負担への方策も大切ですが、市民への理解が求められます。また、基金繰り入れで財政調整基金等については取り崩しが続いておりますが、枯渇の危機が見えます。財産の整備も必要であり、抜本的な対策が必要と

思っております。

次に、歳出につきましてですが、通年予算として措置された中で、市として農業・土木災害復旧工事、町営住宅の整備、防衛関連による道路整備工事、学校の施設整備等が行われました。また、合併の準備として電算整備関係、町の歴史保存事業、分庁舎方式にかかわる庁舎整備等、合併準備作業などで大変忙しい中、全体予算の中で5割弱が執行されまして、あとは新市へ継承されております。財政指数等につきましては、今回は通年でありませんので触れられませんが、限られた財源の中、ますます厳しい財政運営が求められます。一般会計からの繰り入れに依存している事業特別会計への繰り出し金につきましても、市民に合意を得られる今後の方向性の明確化が必要であります。今後は、新市建設計画、行財政改革等によりまして、より計画的、効率的な事業の推進が求められます。

続きまして、挾間町及び湯布院町の水道事業決算審査の結果を御報告いたします。

審査の期間は、平成18年4月28日から5月11日までの適宜3日間で実施いたしました。審査の方針は、大分郡3町の合併によりまして、旧3町は平成17年9月30日をもって廃することになり、関係各町の平成17年度の決算は、平成17年9月30日で一時決算ということで、新市へ継承されることになりました。

このため、今回の決算審査に当たっては、次の2項目を主眼に置き実施いたしました。第1点目は、決算書に示された数値は正確で、証票書類及び帳票と符合し、決算収支額は債務とともに新市へ適正に承継されたか。2点目として、収入支出は法令、条例、規則に基づいて的確に行われているかの2点についてであります。

審査の方法につきましては、審査に付された決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書等につきまして、旧2町の平成17年9月分までの例月出納検査の結果をも参考にいたしまして、関係帳簿との照合により計数の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

審査の結果、旧2町の平成17年度の決算表示の計数は、関係諸帳簿及び証票書類と合致しておりまして、決算収支額は新市へ継承されていると認められました。

その概要につきましては、審査意見書2ページから4ページまでをごらんいただきたいと思います。ここでは説明を省略させていただきます。

審査結果の意見としましては、合併後は給水戸数は8,356戸、給水人口は2万3,307人になります。飲料水の安定供給は、生活の中で一番大切な問題でありますので、今後も計画的な整備とともに、堅実な運動を求めます。

なお、滞納使用料の収納体制の整備、取り組みが現在停滞している状況にありますので、ぜひ取り組みが必要不可欠かと思われます。

また、谷簡水の問題、浄水場の汚泥処理使用料の統一等、今後の方向づけが望まれるところでございます。

以上、決算審査の結果の御報告を終わります。

それから、続きまして特別会計の部分について、御報告申し上げます。

まず、審査意見書の19ページからのところでございますが、20から21ページにわたって計数的なものが計上されております。この挾間町の歳入歳出差し引き額のマイナスにつきまして、一応手当てがなされております。それは確認しておりますので、ちょっとここでは具体的な説明は後で説明させていただきます。

審査の意見につきましては、保険税については、滞納繰越分を含めまして収納率向上に向け、より一層の取り組みをお願いしたいと思っております。また、保険税率の統一、資格証明書、短期保険証等の交付の一本化についても、早期の統一を望みます。

老人保健特別会計におきましては、審査の意見としましては、内容は22ページから23ページに数字的なものは計上してあります。ただ、初年度、前回の国民保険特別会計、老人保健特別会計以下のものにつきましても、初年度で通年になっておりませんので、この数字的なものの前年対比、それから差し引きの実質収支額については余り意味がないと思いますので、一応ごらんになっていただいて、審査の意見だけを発表させていただきたいと思います。

老人保健特別会計につきましては、平成17年10月現在の高齢化率は市全体で25.8%と毎年上昇傾向にありまして、後期高齢化も市全体で12.8%と、これも毎年上昇傾向にあります。厳しい財政事情の中、医療費抑制対策等としての予防事業等の強化が必要と考えられます。

次に、介護保険の特別会計の審査の意見でございますが、平成12年の制度発足以来、事業費も増加の傾向にありまして、次年度から法改正で予防重視、地域密着型の新しい制度に変わります。保険料についても、収納整理体制を整えて、単なる取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、審査の意見につきましては、合併後は給水戸数3,372戸、給水人口8,568人になります。例月出納検査でも指摘してきましたが、使用料の滞納の収納体制が整っておりません。電算システムの切りかえの不都合は落ち着きつつあるということでございますが、今後も安全で安定した飲料水の供給への運営努力とともに、収納体制の整備が必要と考えられます。

次に、5番目の農業集落排水事業特別会計についてでございますが、審査の意見としましては、旧2町で利用体系、収納体系の違いがありますが、現在のままいくと協議済みということでございますが、使用料の過年分の未収もありまして、収納体制を終えての取り組みが必要と考えられます。

次に、6番目の湯布院健康温泉館事業特別会計についてでございますが、審査の意見としましては、平成8年度より町営として事業再開、営業を再開しまして、水中運動療法等、住民の健康づくり、生活習慣病の予防、機能回復に多大に寄与している現状は理解できますが、年間1億数千万円の一般会計からの繰り入れは、現在の財政事情下におきましては大きな負担であります。将来、運営の検討とともに、市全体へのPR等、さらなる利用率の向上を図っていただきたいと思います。

次に、久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計についてでございますが、審査の意見としましては、この事業は昭和50年代の初めから60年代にかけて畜産振興策として実施したものであるということでございます。現在は、採草放牧地として取得しました土地の草牧地改良や施設整備にかかる借入資金の――過去に借りました資金の償還に対し、補助を行う形をとっておりますので、厳しい財政事情のもと、低金利資金への借りかえ等の実施をしてきております。

なお、今回につきましては、平成18年度一般会計にて措置されることとなっているようでございます。

8番目の公共用地先行取得事業特別会計についてでございますが、審査の意見につきましては、この事業は平成8年度に町商工業振興のために向之原駅の隣接駐車場用地を取得しまして、現在町の商工会に貸し付けております。平成18年度には、借入金の返済が終了いたしますが、今後商工会合併の動向をも勘案しまして、市有財産管理面での方向づけが必要かと思っております。

9番目の公共下水道事業特別会計についてでございますが、審査の意見につきましては、この事業につきましては、平成8年度に工事の着手がなされ、平成15年度より休止の状態になっております。現在では、平成44年度まで償還していくのか、中止するとなれば補助金の返還、起債の繰り上げ償還等一時負担となりますが、平成19年度をめどに方向性が検討されております。

10番目に、一部事務組合の大分地域消防組合の決算の状況についてであります。審査の意見といたしましては、地域消防組合については平成17年9月末をもって解散し、決算剰余金、財産等は由布市に引き継がれ、一般会計の中に組み込まれることになりました。厳しい財政運営の中、市民の安心・安全の生活のためにさらなる職務への努力を期待したいと思っております。

最後に、決算のまとめとしまして、審査の概要を申し上げますと、今回の決算は通常の会計年度と違いまして半年分の期間であったために、前年度比較や財政指数による分析等よりも、決算の収支額、歳計現金、財産並びに債務等が新市へ適正に継承されたかを主眼に審査を行いました。平成17年度は後半後に合併ということで、3年有余の合併協議での協議や分科会等での合併後の事務事業の調整作業と並行しまして、通常業務遂行だったと関係各位の御苦労が伺われます。合併協議会での協議によりまして、財産も債務もすべて新市へ引き継がれました。合併後は、合併前の予測よりはるかに厳しい財政状況が見受けられます。今後は、国からの依存財源はさらに

激しさを増すことは避けられないと思いますので、思い切った行財政改革が必要不可欠となつてまいと思います。歳入増が見込めない以上、税などの収納税率を高めることはもちろんのことではありますが、独自の歳入の道を探ることも一つの方法であります。と同時に、さらなる歳出の縮減へ向けて取り組んでいただきたいと思います。

新市由布市は歩き始めたばかりでございますので、早急な行財政改革等により、限られた財源の中でより効率的な事業、施策を市民の視点に立ち実施するとともに、合併効果をより高めるための地域を生かした新生由布市にふさわしい財政運営を求めます。

以上をもちまして、決算審査の御報告を終わらせていただきます。

○議長（後藤 憲次君） 以上で、各会計の決算審査結果報告が終わりました。

ここで休憩をいたします。午後１３時より再開をいたします。

午後０時０７分休憩

午後１時００分再開

○議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第８４．決算特別委員会の設置について

○議長（後藤 憲次君） 次に、日程第８４、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に上程されました案件のうち、認定第１号から認定第１７号までの一部事務組合を含む旧３町関係の平成１７年度一般会計を初めとする各会計１７件の決算審議のため、決算特別委員会を設置することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員会条例第６条第１項の規定により、決算特別委員会を設置することに決定しました。

次に、委員会条例第６条第２項の規定により、決算特別委員会の委員定数は２５名といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員定数は２５名に決定いたしました。

次に、ただいま決定しました特別委員の選任方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

決算特別委員会の委員には、議長を除く議員全員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く議員全員の25名を決算特別委員会の委員に決定いたしました。

なお、設置されました決算特別委員会につきましては、後刻、委員長及び副委員長の互選をお願いしておきます。

これよりただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

なお、案件のうち、日程第8、認定第1号から日程第24、認定第17号までの決算については、先ほど設置いたしました決算特別委員会の審議の過程において詳細説明をお願いします。したがって、本日は行いません。

まず、日程第5、報告第3号平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、及び日程第6、報告第4号平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、関連がありますので一括して詳細説明を求めます。どうぞ。

- 土地開発公社事務局長（利光 浩君） 土地開発公社の事務局長をしています。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第3号と4号について報告いたします。

まず最初に、報告4号について後先になりますがしたいと思います。

平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出します。

1、平成17年度事業報告、2、平成17年度貸借対照表、3、平成17年度損益計算書、4、平成17年度キャッシュフロー計算書、5、平成17年度財産目録、平成18年6月8日提出します。

平成18年5月19日、庄内庁舎会議室において、平成17年度由布市土地開発公社の理事会及び幹事会を開催されました。事業報告、決算について、その席で承認されました。これに伴い、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、由布市土地開発公社の事業状況及び決算を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

詳細について説明いたします。

今回、湯布院町土地開発公社を引き継ぎ、名称変更いたしました由布市土地開発公社の1年分の事業報告並びに決算の報告をさせていただきます。

平成17年度の3町合併に伴い、湯布院土地開発公社を存続し、合併後に由布市土地開発公社

に名称を変え、新たなスタートを切りました。旧挾間町土地開発公社及び旧庄内町土地開発公社は9月末に解散し、9月末までの執行状況につきましては、関係諸表を添えてさきの定例会に報告申し上げ、議決いただいているところであります。

由布市土地開発公社の事業報告についてですが、お手元の報告4にあります、1ページから3ページに事業の概要及び理事会の状況、役員の状況について掲載しています。事業での主なものは、旧挾間町土地開発公社から特別養護老人ホーム用地と市道向原別府線の用地、及び用地に関する負債を引き継ぎました。由布市土地開発公社といたしましては、今年度特別養護老人ホームの一部を由布市に売却したところであります。平成17年度の財務諸表につきましては、お手元の4ページから貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録を掲載していますので、ごらんいただきたいと思います。

由布市の土地開発公社の財務内容ですが、収入といたしましては、借り入れに対する利子の補助金と由布市への特別養護老人ホームの一部の売却の収入が主なものであり、支出につきましては、金融機関に借りている利子の支払いと売却に伴う借入金の返済、それと運営費といいますが、そういうのが支出がありまして、差し引き今年度7万6,603円の赤字決算となっています。

11ページからは、財務諸表についての説明のための附属明細書を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、最後のページになりますが、土地開発公社の3月末現在の所有土地明細書を添付していますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、報告第3号についてであります。

平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてです。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を添付しております。平成18年度土地開発公社事業計画、平成18年度由布市土地開発公社の予算書、18年度由布市土地開発公社の資金計画、18年6月8日提出。

去る平成18年2月28日、庄内庁舎の会議室において開催しました由布市土地開発公社の理事会において承認されました。それで、3月31日、市長の承認を受けております。それに伴い、地方自治法243条の3第2項の規定によりまして、由布市土地開発公社の事業を説明する書類を議会に提出し、報告するものであります。

詳細を説明いたします。

平成18年度由布市土地開発公社の事業計画につきましては、資料の1ページに記載していますが、旧湯布院町土地開発公社の用地借入分の管理委託と、旧挾間町土地開発公社対応の特別養護老人ホームの処分というのが今年度の事業としての主な計画です。予算については、2ページから3ページ、収益的収入及び支出、基本的収入及び支出を掲載していますので、ごらんいただき

たいと思います。

収入と支出は、由布市土地開発公社の借入金の利子の補助金と、特別養護老人ホームの由布市への売却の処分費という形の分が主な収入で、支出の分は、これに伴う借入金の利子の支払いと由布市に売却いたしました土地の借入金の金融機関への支払いという形があります。それと、別途土地開発公社の一般歳費という形の支出があり、１８年度は差し引き５５万４,０００円の損失になるというような形であります。

４ページから１０ページについては、事業計画についての予算の実施計画についての説明をしていますので、ごらんいただきたいと思います。

１１ページの由布市土地開発公社の資金計画ですが、主な経営資金というのは、先ほどお話ししましたような形の分が主で、金融機関からの借入金の利子の支払いとか、本年度１８年度に由布市に売却する特別養護老人ホーム用地の借入金の返済というのが主なものであります。

以上、報告をいたします。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第７、報告第５号平成１７年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明を求めます。財政課長。
- 財政課長（米野 啓治君） 報告第５号平成１７年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越したので、報告するものでございます。

次ページをお開きください。繰越計算書によって説明いたします。

まず、第６款の農林水産業費の中の１項農業費で、用排水路整備事業を繰り越しました。右側の金額は３月の補正の予算額でございまして、翌年度繰越額が実際に繰り越しをする額でございます。予算８００万円に対しまして、７８２万８,０００円の繰り越しをいたしました。理由といたしまして、災害工事を抱えている業者が多く、災害復旧優先のため工事のおくれを生じたということでございます。財源といたしましては、その他の財源で１１７万４,０００円、これにつきましては地元負担金でございます。

次に、８款の土木費の２項の道路橋梁費で、道路維持管理事業を１,２９１万６,０００円繰り越しております。すべて一般財源でございまして、用地取得それから設計計画に不測の日数を要したということでございます。

次に、同じく土木費の道路橋梁費で、市道向原別府線の北方工区改良事業でございます。４,７００万円の繰り越しとなっております。財源といたしまして、２,５８５万円の国の補助金、それから１,９１０万円のこれは林道債を充当しております。

次に、同じく土木費の道路橋梁費で、市道向原別府線の――済みません。市道向原別府線の北方工区改良事業でございます。――大変済みません、失礼しました。七蔵司工区の改良事業でござ

ざいます。2,436万4,000円の繰り越しとなっております。これも用地取得に不測を生じたということでございます。財源内訳といたしまして、2,400万円の辺地債を充当しております。

同じく次に、土木費の道路橋梁費で、市道富線改良事業1,175万円の繰り越しとなっております。4万円の過疎債、それから1,170万円の過疎債を充当しております。4万円は、基準特定財源といたしまして、もう17年度に既に入っております。理由といたしまして、設計計画に不測の日数を要したということでございます。

同じく、一番下の土木費、道路橋梁費で、市道並柳線改良事業、これも用地取得に不測の日数を要したということでございます。繰越額は1,397万円となっております。財源といたしまして、防衛交付金を1,252万4,000円充当しております。

次ページをお開きください。次に、同じく土木費で道路橋梁費で、市道奥江線改良事業でございます。これも理由といたしましては、設計計画に不測の日数を要したということで7,430万円の繰り越しとなっております。財源は、7,060万円の辺地債を充当しております。

次に、11款の災害復旧費で1項でございます。農林水産施設災害復旧費、事業名は農業用施設災害復旧事業でございます。理由といたしまして、工事件数多大のため工事業者の手持ち件数が多く、資材、労働者不足等によるおくれが生じたということでございます。繰越額といたしまして、4億565万1,000円でございます。3億9,054万8,000円の県費補助、それから1,458万5,000円の地元負担金、それから一般財源となっております。

次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧事業で災害査定が遅延したためということでございます。繰越額は8,566万7,000円でございます。財源といたしまして、5,469万4,000円の国庫補助金、それから2,730万円の災害復旧債を充てております。合計で翌年度の繰越額は6億8,344万6,000円となりました。この財源内訳といたしまして、収入特定財源4万円、それから国、県支出金が4億8,361万6,000円、地方債で1億5,270万円、その他地元分担金といたしまして1,575万9,000円、それから一般財源3,133万1,000円となっております。

以上、報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第25、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」及び日程第26、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」の2件については、税関係でありますので一括して詳細説明を求めます。税務課長。
- 税務課長（野中 正則君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございます。

先ほど市長が提案理由で説明したとおりでございますが、地方税法の改正に伴いまして4月

1日から施行するために専決をいたしました。本来でありますと、新旧対照表で説明をしたいんですが、余りにもわかりにくいので私どもの方で資料を差し上げていると思います。地方税法の一部を改正する法律ということで、資料をお手元にお配りさせていただいておりますので、これに基づいて説明をいたしたいと思います。

まず、個人住民税の税率を来年の6月から10%ということでございます。現在は、課税所得によって5、10、13ということにありますが、来年の徴収分から一律10%に改正をいたします。

それから、定率減税が来年の6月から、今2分の1ですが、全部廃止をされます。

新たに設けましたのは、固定資産税の耐震の改修のための促進の税を創設をされます。これにつきましては、57年の1月1日以前に建てられた住宅について適用しますということで、18年から21年末までについての改修をした場合については2分の1の固定資産税を減免をしますということです。以下同じです。

新たに地震保険料の控除の創設ということで、これはちょっと書いておりませんが、平成20年度より適用ということで、最高が2万5,000円、所得控除になります。

それから、今度の税制改正で大きな目玉が固定資産税の負担調整率の措置、これ18年から20年までですが、商業地域等を例に挙げております。商業地域、それから裏面をお開きください。住宅地域等がありますが、簡単に言いますと、今まで負担調整率で税額を定めておりましたが、負担調整率をある程度まで調整をして、商業地域については70を超えれば、そのままスライドしていこうと。それから、住宅地域については80%でスライドしようということでございます。恐らく最終的には、現在の固定資産評価率に税額を持っていきたいのではないかなということみたいですが、今のところとりあえず18年から20年までは、こうすることで負担調整をいたしますということです。

あとは、たばこ税の税率が本年の7月から値上げをされます。大体1本につき1円程度ということでございます。

あと軽自動車の制限税率は、これは制限税率が改正されまして1.5倍に上がりますよということです。

参考までに下の方に地方税法の一部を改正する法律案が国会で審議された状況を添付しております。ごらんください。

続きまして、承認第4号でございますが、これは由布市税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。

一番後ろの新旧対照表をお開きください。農村地域工業導入促進法第5条第1項または第2項の実施計画、平成18年3月31日を平成20年3月31日に期限を延長したということです。

簡単に申しますと、農村工業導入法で企業誘致した分につきまして、固定資産税が3年間免除されます。免除された分は、地方交付税等で補てんされますが、この期限が3月31日までが延びまして、20年3月31日までということに相なっております。現在、挟間地域のヨーグルトンがこの適用でございます。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第27、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。承認第5号専決処分の承認を求めることについて、詳細説明いたします。

次のページをお開きください。2ページ目に、専決処分書をつけております。この専決につきましては、3ページ目に、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例ということについて専決処分をお願いいたしました。これはこの条例の中で第6条に、戸籍事項の証明をするときについて、次の項目については手数料を徴収しないという項目がございます。今回につきましては、それが23あったんですが、24項目めといたしまして、石綿による健康被害の救済に関する法律というものが18年3月27日に施行されました。これは石綿被害による救済給付もしくは特別遺族給付等の支給を受けるときに、遺族の戸籍の証明が要ということでございます。それに対して、この条例の中の第6条でその手数料を取らないということでございます。18年3月27日施行ということで、議会を招集する暇がないということで専決処分をさせていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第28、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。課長。
- 保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤でございます。承認第6号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正」についてでございます。

次ページを開いてほしいんですけども、特にわかりいいのは、5ページですか、5ページを済みません、5ページにありますように、第12条、改正案でございます。現在、「8万円」とあります納付額の限度額を「9万円」に引き上げるという改正でございます。これにつきましては、介護給付費の動向を踏まえまして、介護給付金の賦課限度額の見直しを行っています。これにつきまして8万円から9万円ということでございます。したがって、現在、国保税の限度が53万円になっております。8万円足して、最高限度額が61万円ということですが、改正後は62万円になるということの改正でございます。

それからもう一点、平成16年の税制改正におきまして、年金課税の見直しが行われておりま

す。それに伴いまして、１７年の１月１日において６５歳に達する者については、急激な負担を生じますので、それを緩和するために段階的に本来負担すべき税を移行できるように、１８年、１９年で２年間で経過措置を設けるということの条例でございます。これにつきましては、現在、１６年当時１４０万円の現金収入の控除がありましたけれども、これが１２０万円に変わっております。この１２０万円と１４０万円の差が２０万円でございます。これを一挙に控除をするということではなくて、１８年度については１３万円控除すると、１９年度には７万円控除すると、そのような項目をこの条例の中に掲げております。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第２９、承認第７号専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」及び日程第３０、承認第８号専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」の２件については、同一趣旨のため一括して詳細説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。よろしくお願いします。

まず、承認第７号でございますけれども、この承認につきましては、３月３１日、大分県退職手当組合に新たに国東市が加入したことに伴いまして、同組合の規約の一部を変更したものでございます。

３ページ目には、退職手当組合の規約の一部の変更に係る規約が入っておりますけれども、別表、それから４番目に新たに国東市が加入ということでございます。この承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第８号でございます。承認第８号につきましても、３月３１日、大分県消防補償等組合に国東市が新たに加入したことに伴いまして、同組合の規約の一部を変更したものでございます。この補償組合につきましても、規約の別表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第３１、承認第９号専決処分の承認を求めることについて「平成１７年度由布市一般会計補正予算（第３号）」の詳細説明を求めます。財政課長。

- 財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。承認第９号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条１項の規定により、平成１７年度由布市一般会計補正予算（第３号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、次ページをお開きください。由布市特別会計からの繰入金並びに市債等の額が確定し、予算補正の必要が生じたためでございます。

7ページをお開きください。事項別明細書によって説明いたします。

まず、歳入から申し上げます。

1 款の市税からずっと県支出金、財産収入、繰入金等までは、一応調定額の最終決定により微調整というか、調整をして補正をしております。

繰入金につきましては、各特会からの繰入金で1,502万1,000円、これは決算による戻し分となっております。

雑入につきましては、陣屋市場の使用料、それから由布市の優良基礎雌牛導入資金、何か牛が高く売れたということで余分の分を雑入で受け入れております。この分につきましては、また歳出で基金の方へ積み立てをしております。

それから、22 款の市債につきましては、事業費決定による増減でございます、2,180万円の土木債は減額になっております。災害復旧債につきましては460万円、それから消防費につきましては10万円の増額となっております。

次に、歳出でございます。

3 款の民生費、国民健康保険事務費、それから国民年金事務費、これにつきましては、17年度のみこういう形になるかと思いますが、旧団体ごとの処理の関係で減額となっております。年金事務につきましては、財源の更正でございます。

衛生費につきましても、旧3町時代それぞれ1,000万円単位の減額補正があったんですが、ことしにつきましては、庄内町のみの減額をしなかったということで1,477万5,000円の減額となっております。

それから、農林水産業費の中の畜産業費でございます。これにつきましては、先ほど雑入に入れました分を積立金の方へ積み立てております。

12ページをお開きください。予備費につきましては1,876万4,000円で、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

一番最初の一般会計補正予算（第3号）の方へお戻りください。歳入歳出それぞれ238万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額をそれぞれ100億434万4,000円にお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤 憲次君） 農政課長。

○農政課長（平野 直人君） 言葉の中で少し修正、10ページの雑入でございます。陣屋市場の使用料は、ことしの場合120万円入っておりますが、優良基礎雌牛の導入資金ということでございます。高く売れたからじゃなくして、旧湯布院町は一般会計対応で貸し付けをしておりました。それから5年たって返ってきております。その返ってきた額でございます。そういうことでご

ざいますので、その修正をいたします。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第32、承認第10号専決処分の承認を求めることについて、平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。保険課長。
- 保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

まず、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,926万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,679万2,000円と定めるものでございます。

1ページをお開きください。特に、この歳入につきましては、県補助金としまして財政調整交付金、これは17年度から国の分を都道府県に調整交付金ということで交付することになっております。したがって、当初は金額が全く定まらなかったということで、前回の補正のときに国の方に戻して補正していただいた経過があります。今回、財政調整交付金の5%ということで、国の支出の決定を見まして、それぞれ国庫、県支出金の交付決定を見まして、その補正でございます。

次に、歳出でございますが、次のページをごらんください。特に、歳出でございますけれども、総務費の5,483万8,000円につきましては、合併時の剰余金の精算、これにつきましては早くするべきだったんですけれども、できません経過がありまして、今回専決という形でお願いしたわけでございます。

それから、給付費の270万円につきましては減額でございます。

基金につきましては、基金の利子でございます。42万4,000円ということでございます。特に、利子につきましては、42万4,000円と非常に金額が高うございますけれども、満期が10月ごろ来た高額な利率のもとであった定期がありまして、それを整理した結果、このような金額で出ております。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第33、承認第11号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第1号）」の詳細説明を求めます。どうぞ。
- 健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉事務所の今井です。どうぞよろしくお願いします。承認第11号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、詳しく事項別明細の中に詳細を載せておりますけれども、この会計につ

きましては、これまで歳出の財源不足を補てんするために、毎年度不足分を一般会計から専決により繰り入れをしまして、剰余金が出ないようにしておりましたので、例年どおり収支がゼロになるように補正をいたしました。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では収入見込み額に合わせまして406万2,000円の減額補正としております。歳出につきましては、決算見込みによります不用額の整理と、1,236万9,000円の一般会計繰り出し金の補正を行っております。したがって、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ406万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,764万9,000円としたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第34、承認第12号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」の詳細説明を求めます。保険課長。
- 保険課長（佐藤 純史君） それでは、承認第12号平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

歳入歳出の予算額に3,838万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ48億9,342万3,000円とするものでございます。

今回の予算編成につきましては、17年度予算において国庫負担金が歳入予算に対しまして大幅に減額になっております。それによりまして収入金が支出金を下回ったために、18年度より繰り上げ充用により予算措置をお願いするものでございます。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第35、議案第69号由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入事業基金条例を廃止する条例について、詳細説明を求めます。産業建設部長。
- 産業建設部長（篠田 安則君） 議案第69号について、御説明申し上げます。

議案第69号由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入事業基金条例を廃止する条例について、由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入事業基金条例を廃止する条例を次のように定める。平成18年6月8日提出。

次のページです。次に掲げる条例を廃止するということで、1つ目に由布市肉用仔牛貸付基金条例、2つ目が由布市優良基礎雌牛導入事業基金条例、この2つの条例を統廃合いたしまして、新たな条例を制定するためでございます。71号議案で新たな条例制定をお願いするためでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第36、議案第70号由布市農業施設条例を廃止する条例について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

- 産業建設部長（篠田 安則君） 次に、議案第70号由布市農業施設条例の廃止について、説明いたします。

由布市農業施設条例を廃止する条例を次のように定める。平成18年6月8日提出。

農業施設条例の中には、現在4施設がございます。由布市里の駅陣屋市場施設、それから由布市塚原農業研修所、それから由布市川西農村健康交流センター、それから由布市下湯平地域特産物加工施設、この4件がございますが、塚原研修所は湯布院町塚原字雛戸に設置されております農業振興のための集会施設でございます。現在、地域の方々が利用されている施設で、この施設を雛戸地区に払い下げをしていくということでございます。

また、由布市里の駅陣屋市場の施設、それから由布市川西農村健康交流センター、由布市下湯平地域特産物加工施設の3施設については、農産物の直販、それから交流施設、それから農産加工研究開発施設を目的とした施設でございます。これまで管理を行っていた団体に払い下げを行う方向で今まで進めてまいりましたが、法的な手続及び関係機関、団体との協議をさらに行う必要があるということで、一たん指定管理者制度を導入して、その間市としての手続、協議等を行ってまいりたいと考えております。

このことから、この4施設については払い下げ及び指定管理者による管理を可能にするため、条例制定を行うための本条例を廃止するものでございます。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第37、議案第71号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

- 産業建設部長（篠田 安則君） 議案第71号の説明を申し上げます。

議案第71号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について、由布市優良基礎牛貸付基金条例を次のように定める。平成18年6月8日提出ということで、提案理由といたしまして、牛に関する基金を統廃合し、新しく基金条例を設置するためということでございますが、69号議案で提案いたしました2件の廃止条例をこれを統廃合して、71号議案由布市優良基礎牛貸付基金条例として新たに制定するものでございます。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第38、議案第72号由布市城ヶ原農村公園条例の制定について、日程第39、議案第73号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について、日程第40、議案第74号由布市川西農村健康交流センター条例の制定について、日程第41、議案第75号由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定についてまでの4議案は、市が設置する公の施設に指定管理者制度の導入を可能とするための条例整備であり、関係部課長に順次詳細説明を求めます。どうぞ。

- 商工観光課長（吉野 宗男君） 議案第 7 2 号由布市城ヶ原農村公園条例の制定について、由布市城ヶ原農村公園条例を次のように定める。平成 1 8 年 6 月 8 日提出。

提案理由でございますけども、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、由布市が設置する公の施設について指定管理者による管理を可能とするために条例の整備を行うものでございます。

具体的には、3 つの事項を条例の中に規定をいたしております。まず第 1 点目が、利用期間や利用の許可、制限などで、管理の基準に関する規定を盛り込んでおります。2 点目が、指定管理者が行う管理業務の範囲に関する規定でございます。3 点目が、指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定を加えて条例整備を行うものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

- 産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。議案第 7 3 号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定についてから、議案第 7 4 号由布市川西農村健康交流センター条例の制定について、議案第 7 5 号由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定についてでございます。これについては、私の方から一括して説明をします。

議案第 7 3 号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について、由布市里の駅陣屋市場施設条例を次のように定める。平成 1 8 年 6 月 8 日提出でございます。

これら 3 件につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、それぞれの施設について指定管理者による管理を可能にするための条例整備を行うものでございます。

具体的には、次の 3 つの事項を設置条例に定義するもので、1 つ目が、指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定。2 つ目が、開館時間や休館日、利用の制限など管理の基準に関する規定。3 つ目が、指定管理者が行う業務の範囲に関する規定を入れて、施設ごとに条例整備を行うものでございます。したがって、それぞれ今まで農業施設条例として一本になっていた条例を指定管理者制度で管理をできるようにするために個々に条例制定を設けたものでございます。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 4 2、議案第 7 6 号由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について、日程第 4 3、議案第 7 7 号由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定についての 2 議案は、職員に関係する条例の制定ですので、一括して詳細説明を求めます。総務課長。
- 総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。まず、議案第 7 6 号について御説明申し上げます。

この議案は、由布市職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。提案理由

は、厳しい財政状況に対応するためということにいたしてございます。

裏面をお願いいたします。この特例に関する条例につきましては、現在定められておりますおのおの給料表の月額に対して100分の5を乗じた額を減じた額とするということでございまして、早く言えば給料月額に対して5%削減するということでございます。

その期間につきましては、18年の7月1日から平成21年の3月31日までの間ということで、5%削減をしたいという条例のお願いでございます。

この削減によりまして、年間約1億円近い一般財源が節約されるということでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第77号につきまして御説明申し上げます。

この議案につきましては、由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定についてということでございまして、提案理由は、76号と同様に厳しい財政状況に対応するためということにいたしております。

裏面をお願いいたします。この特例に関する条例でございますけれども、現行は県内の出張でございまして、10キロから50キロまでは1,500円の支給ということにしております。県内で50キロを超す部分については、1,700円の日当を支給する。県外の日帰り日当については、4,500円を支給するという現行条例になっております。そのものについて、当分の間支給しないことができるという特例条例でございます。そういうことで、県内の旅費等については当分の間支給しない。県外の日帰り日当につきましては、現行4,500円を2,000円に改めて対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第44、議案第78号由布市障害者自立支援条例の制定について、詳細説明を求めます。
- 健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第78号由布市障害者自立支援条例について、御説明を申し上げます。

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、4月に障害者自立支援法が施行されました。これまでは身体障害、知的障害、精神障害につきましては、障害の種別ごとに縦割りでサービスが提供されていましたが、障害の種別に関係なく障害のある人々が必要とするサービスを一元化したことが大きなポイントとなっております。障害者自立支援法の規定によりまして審査会を設置し、10名以内の委員定数で運営するというものでございます。

なお、これまで議会からたびたび指摘を受けておりました障害者の「害」の字についてでございますけれども、国の法律等々に関連する条令等につきましては、これまでどおり漢字の「害」を使わせていただきたいと思います。これにつきましては、県とも相談しております。その他の

ものにつきましては、ひらがなの「がい」をこれからは使っていきたいと、そういうふうを考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第４５、議案第７９号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務課長。
- 総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長です。議案第７９号でございますけれども、この議案につきましては、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正ということでお願い申し上げております。

提案理由につきましては、厳しい財政状況に対応するためということでございます。

次ページをお願いいたします。そこに新旧対照表を設けておりますけれども、現行は市長は「１００分の５」を乗じて得た額を減額するということになっておりますけれども、これを「１００分の１０」にするということでございます。助役と教育長につきましては、「１００分の５」を「１００分の７」に改めるということにいたしております。

この報酬につきましては、第１回の定例会の席でそれぞれ５％の減額について御承認をいただいたところでございますけれども、こういう厳しい財政状況の中におきまして、さらに市長が５％、それから助役と教育長につきましては追加２％ということで、トータルしますと市長は１０％、助役と教育長は７％ということになります。

ちなみに、市長にしてみますと年間９７万２,０００円の減額ということになります。助役にしましては５５万１,８８０円の減額、教育長につきましては４８万２,１６０円の減額ということで、２００万円を超える一般財源の節約ができるということになると思います。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第４６、議案第８０号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について、詳細説明を求めます。どうぞ。
- 湯布院公民館長（佐藤 和利君） 議案第８０号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成１８年６月８日提出。

提案理由といたしまして、設置されている地区自治公民館施設の名称及び位置を追加する必要が生じたためでございます。

次ページをお願いいたします。条例の第２条の表中、施設の名称及び位置というのがありまして、ここに掲げてありますように畑地区自治公民館の次に内徳野地区自治公民館の名称を入れまして、所在地を由布市湯布院町川西８２６番地４に改めます。新旧対照表をつけておりますが、その次ページに畑自治公民館の次に内徳野地区自治公民館という掲示をさせていただきました。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第４７、議案第８１号由布市市営住宅条例の一部改正について、詳細説明を求めます。課長どうぞ。

- 建設課長（荻 孝良君） 建設課の荻と申します。よろしくお願いします。

議案第８１号由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例については、公営住宅法の改正に伴いまして公募によらないで入居者を選定することができるということが主な理由でございます。

次ページをお開きください。その中で、「当該既存入居者と同居している者の世帯構成及び心身の状況から見て」という字句が加わってございます。これはいわゆる介護が必要になった方等が、その同じ住宅の中に空き室が出たとき、市長がそれが必要と認められれば、そういう介護が必要になった方を優先的にその住宅等に公募によらずに入居させることができるという法改正のもとに条例改正を行っております。

それから、別表中の市営武宮住宅の項を削るというものがございますが、既に庄内地区の武宮住宅がもう廃止されておりますので、この項目を削るものでございます。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） ここで休憩いたします。再開は１４時１０分に再開します。

午後２時01分休憩

.....

午後２時15分再開

- 議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第４８、議案第８２号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてから、日程第７９、議案第１１３号茅場老人憩いの家の指定管理者の指定についてまでの３１議案につきましては、由布市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するための議案であり、関係部課長に順次詳細説明を求めます。

なお、日程第７２は欠番です。

どうぞ。詳細説明を求めます。

- 健康福祉事務所長（今井 干城君） それでは、議案第８２号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

由布市湯布院福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由が、由布市湯布院福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定するためというこ

とでございます、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、施設名ですけれども、由布市湯布院福祉センター、所在地は由布市湯布院町川上2966番地1。指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長首藤奉文。指定管理期間でございますけれども、18年9月1日から平成22年3月31日まででございます。指定の条件は、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。また、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

それからもう一つは、指定管理者の選定に当たりましては、由布市の公の施設にかかる手続等に関する条例第5条第2項の規定によりまして、公募によらないで選定をしております。また、指定管理者とは既に協議を終えております。

続きまして、議案第83号につきまして御説明申し上げます。

由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定についてということで、提案理由等は同じでございます。

施設名につきましては、由布市挾間老人福祉センター、所在地は由布市挾間町向原16番地。指定管理者は、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長首藤奉文。指定管理期間、それから指定条件、それから協議経過等につきましては、議案第82号と同一でありますので、説明につきましては省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。議案第84号由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について、由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者を指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるということでございます。

施設の名称及び所在地でございますが、由布市長期滞在施設奥江休暇村センター、由布市湯布院町川西2044番地でございます。指定管理者、奥江休暇村管理組合代表者日野明典さん。由布市湯布院町川西2000番地。ここは農家が3戸でこの休暇村センターを運営をしております。代表者が日野明典さんということでございます。指定管理の期間が、平成18年9月1日から平成22年3月31日。指定の条件として、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。2といたしまして、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しを行うということでございます。

提案理由といたしまして、由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの管理を行わせる指定管理者を指定するためでございます。

次に、議案第85号由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定についてでございます。

由布市庄内農産加工センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第

6項の規定により、議会の議決を求めるとのことでございます。

施設名及び所在地でございますが、由布市庄内農産加工センター、所在地が由布市庄内町柿原300番地1でございます。指定管理者がかぐらちゃやグループ代表の首藤久美子さん。由布市庄内町大龍1588番地でございます。指定の期間が、18年9月1日から22年の3月31日でございます。指定の条件は、84号と同じでございます。

指定の理由も同じでございますので、省略させていただきます。

議案第86号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるとのことでございます。

施設名が、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」でございます。所在地が、由布市庄内町大龍1588番地でございます。指定管理者が、かぐらちゃやグループの代表首藤久美子さん。由布市庄内町大龍1588番地でございます。指定の期間が、平成18年9月1日から22年の3月31日ということでございます。指定条件あるいは提案理由は、84号と同じでございます。以上でございます。

○産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。議案第87号について御説明申し上げます。

議案第87号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について、由布市乙丸温泉館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成18年6月8日提出。

施設の名称及び所在地でございますが、名称が由布市乙丸温泉館、所在地が由布市湯布院町川上2946の1。指定管理者に、乙丸区の区長志手新一さん、由布市湯布院町川上3662番地であります。指定管理の期間は、平成18年9月1日から平成22年3月31日まで。指定の条件は、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

指定の理由といたしまして、指定管理者選定に当たっては公募が原則であります。乙丸温泉館は地元地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できるということと、またこれまで当施設の管理運営の実績があるということ、乙丸温泉館が地域密着型の施設であり、他の団体の指定はそぐわないということ等から、公募によらず地域住民で構成される乙丸区を指定したということでございます。

提案理由といたしまして、由布市乙丸温泉館の管理を行わせる指定管理者を指定するためでございます。

以上でございます。

○湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

議案第 88 号由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

由布市乙丸地区公民館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設名及び所在地でございますが、由布市乙丸地区公民館、由布市湯布院町川上 2938 番地 1。指定管理者でございますが、この選定につきましては、公募によらず地区住民の自主的な活動の拠点としての集会所等の管理に最も適した団体ということで、乙丸区区長志手新一、由布市湯布院町川上 3662 番地を指定してございます。指定管理期間でございますが、平成 18 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの約 9 年と 7 カ月というふうになっております。指定条件といたしましては、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

提案理由、由布市乙丸地区公民館の管理を行わせる指定管理者を指定するため。

以上でございます。

○湯布院公民館長（佐藤 和利君） 湯布院公民館の佐藤であります。

まず初めに、議案第 89 号の中依地区集会所の指定管理者の指定についてから、議案第 111 号の由布市奥江地区研修施設の指定管理の指定についてまでの 22 カ所の集会所、自治公民館、農民研修センター等について、共通した事項の説明をいたします。

指定管理者としては、各自治区の自治委員等の申請に基づくものであります。指定期間としては、平成 18 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとしております。

指定の理由といたしまして、指定管理者の選定に当たりましては、地区住民の自主的な活動の拠点としての集会所等の管理に最も適したそれぞれの地域内の住民で構成する団体、自治区といたしました。

指定の条件としては、1 番として、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。2 番目として、指定管理者が法令及び指定管理協定に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行うとしております。

指定管理者との協議経過については、説明会を開催し、協議済みであります。

それでは、議案第 89 号から説明させていただきます。

中依地区集会所の指定管理者の指定について、中依地区集会所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項により、議会の議決を求める。平成 18 年 6 月 8 日提出。

施設名及び所在地でございますが、中依地区集会所、由布市湯布院町中川 330 番地。指定管理者、中依自治区自治委員河野美利、由布市湯布院町中川 458 番地 2。

続きまして、90 号……

○議員（2 番 高橋 義孝君） 今の課長からの詳細説明なんですけれども、もう共通した部分が

詳細説明ということで、あとはもうこれ見れば読み上げるだけというふうな形ですので、そこまでの詳細説明が要るのかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤 憲次君） 指定管理者の関係で内容が余り変わりませんので、その辺そのようにしてください。

○湯布院公民館長（佐藤 和利君） そしたら、議案番号順に施設名と指定管理者を申し上げます。
第90号（発言する者あり）名称と管理者はいいですか。

○議長（後藤 憲次君） それでは、指定管理者の指定関係の議案の詳細説明が終わりました。

次に、日程第80、議案第114号市道路線の認定について、詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（荻 孝良君） 建設課の荻です。よろしくお願いします。

議案第114号市道路線の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

次ページをお開きください。3路線の今回認定をお願いしてございます。路線名といたしまして、中ノ尾線、それから内川野線、森山線、この3路線については、旧庄内町の議会において採択され、新市になってから市道認定を行うという合併協定項目の中にうたわれたものでございまして、今回提案した次第でございまして、よろしくお願いします。

○議長（後藤 憲次君） 次に、日程第81、議案第115号事務の委託の協議について「日出町」の詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。議案第115号事務の委託の協議についてということで、詳細説明いたします。

これ3月議会で大分、別府、杵築、九重との協定について議決をいただきました。今回、日出町と同じような協定を結びたいということです。これは住民のサービスを広域化することということで、先ほど言いました市町村等について由布市の住民が行った場合に、窓口で住民票の写しや印鑑証明、それから身分証明書、身元証明とも言いますが、そういうものがとれるという協定です。恐らくこれは順次県下全体に広がっていくんじゃないかということでございます。今回については、日出町との協定でございまして、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 憲次君） 次に、日程第82、議案第116号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。議案第116号について御説明申し上げます。

大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について、地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定により、別紙のとおり、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、議会の議決を

求めるというものでございます。

提案理由につきましては、市町村合併に伴い、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体が減少したためでございます。

裏面をお願いいたします。このたび新しく加入したのは、3月31日付で国東市が加入したと。一方、脱退した公共団体でございますけれども、3月30日で国見町、国東町、武蔵町、安岐町、以上の4町が脱退したということでございます。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、日程第83、議案第117号平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。財政課長。
- 財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。議案第117号平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明をいたします。

7ページをお開きください。まず、事項別明細の歳出から申し上げます。

2款の総務費の中の総務管理費で、工事請負費1,470万円をお願いしております。これにつきましては、湯布院の憩いの広場実施工事費でございます。財源といたしまして、合併補助金1,470万円をお願いしております。それから、財産収入、これにつきましては、職員の駐車場収入でございまして、1年間分の駐車場収入を充てております。

次に、7目の電子計算費でございますが、これは湯布院庁舎のパソコンリース料が当初の計上漏れということで、今回補正をさせていただきました。232万1,000円でございます。

次に、11目の交通安全対策費、これにつきましては交通指導員さんの制服45人分でございます、県の合併交付金を充てております。

3款の民生費に行きます。3目の障害福祉費でございますが、これにつきましては自立支援事業といたしまして91万8,000円をお願いしております。認定審査会の委員さん、それから主治医意見書の作成料につきましては、2分の1の国庫補助がございました。

次に、児童福祉費の4目保育園費でございますが、これにつきましては挟間保育所の物置が壊れたということで、備品購入費で32万円をお願いしております。

8ページをお開きください。4款の衛生費でございます。保健衛生総務費で負補交でゆう湯健康事業補助金200万円をお願いしております。これは地域社会振興財団からの補助金をいただいて、丸抱えの事業でございます。当初、この事業につきましては、確定通知が来ていなかったということで、今回補正で上げさせていただいております。

次に、6款の農林水産業費でございます。3目の農業振興費で修繕費といたしまして陣屋の村の本館ボイラー取りかえ修繕費を833万7,000円お願いしております。これにつきましては、合併交付金を充てております。

10 款の教育費でございます。1 目の学校管理費で、まず 11 節の需用費の修繕費につきましては、由布川小学校のはんとう棒取りかえ修繕費でございます。それから、13 の委託料につきましては、湯平小学校の飲料水滅菌業務委託料でございます。負補交につきましては、地域人材活用学習力向上支援事業といたしまして、阿南小学校、これにつきましては県の 2 分の 1 の補助でございます。

次ページの中学校費の負補交、これも同じく人材活用学習力向上支援事業でございまして、庄内小学校でございます。――済みません、中学校でございました。

次に、10 款の教育費でございます。学校給食費で 21 万円でございますが、湯布院の給食センター厨房換気扇清掃委託でございます。

それから、2 目の公民館費につきましては、湯布院の中央公民館の視聴覚室床カーペットの張りかえでございます。42 万 1,000 円お願いしております。これにつきましては、県の合併交付金を充てております。

次に、10 款の教育費、1 目の保健体育総務費につきましては、国体準備にかかわる諸経費といたしまして 101 万 2,000 円を合計でお願いしております。

次に、歳入で 5 ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15 款の国庫支出金につきましては、総務費国庫補助金といたしまして、これは国の合併補助金でございます。1,470 万円でございます。

次に、民生費の国庫補助金につきましては、自立支援法施行事務事業でございます。

次に、県支出金につきましては、総務費県補助金は 1,275 万 8,000 円につきましては、県の合併交付金でございます。

7 目の教育費県補助金につきましては、人材活用学習力向上支援事業でございまして、小学校、中学校 2 校分の 2 分の 1 補助の 50 万円でございます。

17 款の財産収入につきましては、職員駐車場の 1 年間分の収入でございます。

寄附金につきましては、2 件ございまして、合計 400 万円の寄附金がございました。

6 ページをお開きください。19 款の繰入金でございます。歳入歳出バランスをとるために、歳入で 282 万 7,000 円余りました。その分を当初繰り入れた財政調整基金を減らしまして、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

21 款の諸収入につきましては、先ほど申しました雑入でございますが、地域社会振興財団のゆう湯健康事業に充当しております 200 万円でございます。

前に戻りまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,561 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を 146 億 1,961 万 7,000 円にお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----・-----

○議長（後藤 憲次君） これで今日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。

本日はこれにて散会します。

なお、本日上程されました決算関係の認定案 17 件を除く各議案の質疑につきましては、6 月 15 日の本会議にて行います。

本日は御苦労でした。議員各位は、全員協議会室へ 15 時に集まってください。

午後 2 時 43 分散会
